

令和7年度 業 務 実 績



中国四国厚生局

はじめに

中国四国厚生局は、厚生行政の政策実施機関として、主に中国5県（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）において、医療、健康福祉、食品衛生、年金、麻薬取締などに関する業務を行っております。

当局としては、地域の身近な厚生行政の窓口として、地域の実情を的確に把握しつつ、各種業務の実施を通じて、地域の皆様の生活や暮らしが将来にわたって安心で安全なものとなるよう、全力で取り組んでまいります。

本書は、令和7年度における中国四国厚生局の業務実績を取りまとめたものであり、地域の皆様や地方自治体をはじめ多くの関係者の皆様に当局の業務をご理解いただくための一助となれば幸いです。

今後とも厚生行政に対するご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年7月

目次

I	中国四国厚生局の概要	1
1	沿革	1
2	組織	3
3	基本理念と行動規範等	4
4	所在地	5
II	業務の概要及び実績等	6
	＜総務部門＞	
1	総務課	6
2	企画調整課	8
3	年金管理課	12
4	年金審査課	20
	＜社会保険審査官＞	
5	社会保険審査官	21
	＜健康福祉部門＞	
6	健康福祉課	22
7	医事課	32
8	食品衛生課	41
9	地域包括ケア推進課	46
10	保険年金課	51
	＜指導部門＞	
11	管理課	54
12	医療課	56
13	調査課	58
14	指導監査課/県事務所	59
	＜麻薬取締部＞	
15	麻薬取締部	65
III	参考資料	70

I 中国四国厚生局の概要

1 沿革

◆ 平成13年1月6日

中央省庁等改革基本法により、厚生省と労働省を統合して「厚生労働省」が設置されるとともに、政策の企画立案に関する事務は本省で行う一方、実施に関する事務を行うために地方厚生局が設置されました。

地方厚生局は、それまで設置されていた地方医務局及び地区麻薬取締官事務所で行っていた業務に加えて、本省から移管された保健医療、福祉等の許認可や指導監督等の業務、検疫所や地方社会保険事務局からの移管事務等を所掌することとなりました。

◆ 平成15年4月1日

健康福祉部が新設されました。

◆ 平成16年4月1日

病院管理部門は国立病院・国立療養所の独立行政法人への移行に伴い、すべて廃止されました。

◆ 平成20年10月1日

地方社会保険事務局から保険医療指導監査等の事務が移管されたことに伴い、指導管理官、管理課、医療指導課（現、医療課）、指導監査課、鳥取事務所、島根事務所、岡山事務所及び山口事務所が新設されました。

また、中国地方社会保険医療協議会が設置されました。

◆ 平成22年1月1日

社会保険庁の廃止により、日本年金機構が行う業務に対する監督、国民年金等事務取扱交付金の交付事務及び年金給付等の処分決定に対する審査請求の対応が移管されたことに伴い、年金管理課及び社会保険審査官が新設されました。

◆ 平成26年4月1日

組織改正により、指導養成課が健康福祉課に統合されました。

また、保険医療機関等への効率的・効果的な業務の実施等のため、調査課が新設されました。

◆ 平成27年2月1日

危険ドラッグ取締体制の強化に伴い、指定薬物専門官が新設されました。

◆ 平成27年4月10日

年金記録の訂正を求める制度が創設されたことに伴い、年金審査課が新設されました。

また、中国四国地方年金記録訂正審議会が設置されました。

◆ 平成28年4月1日

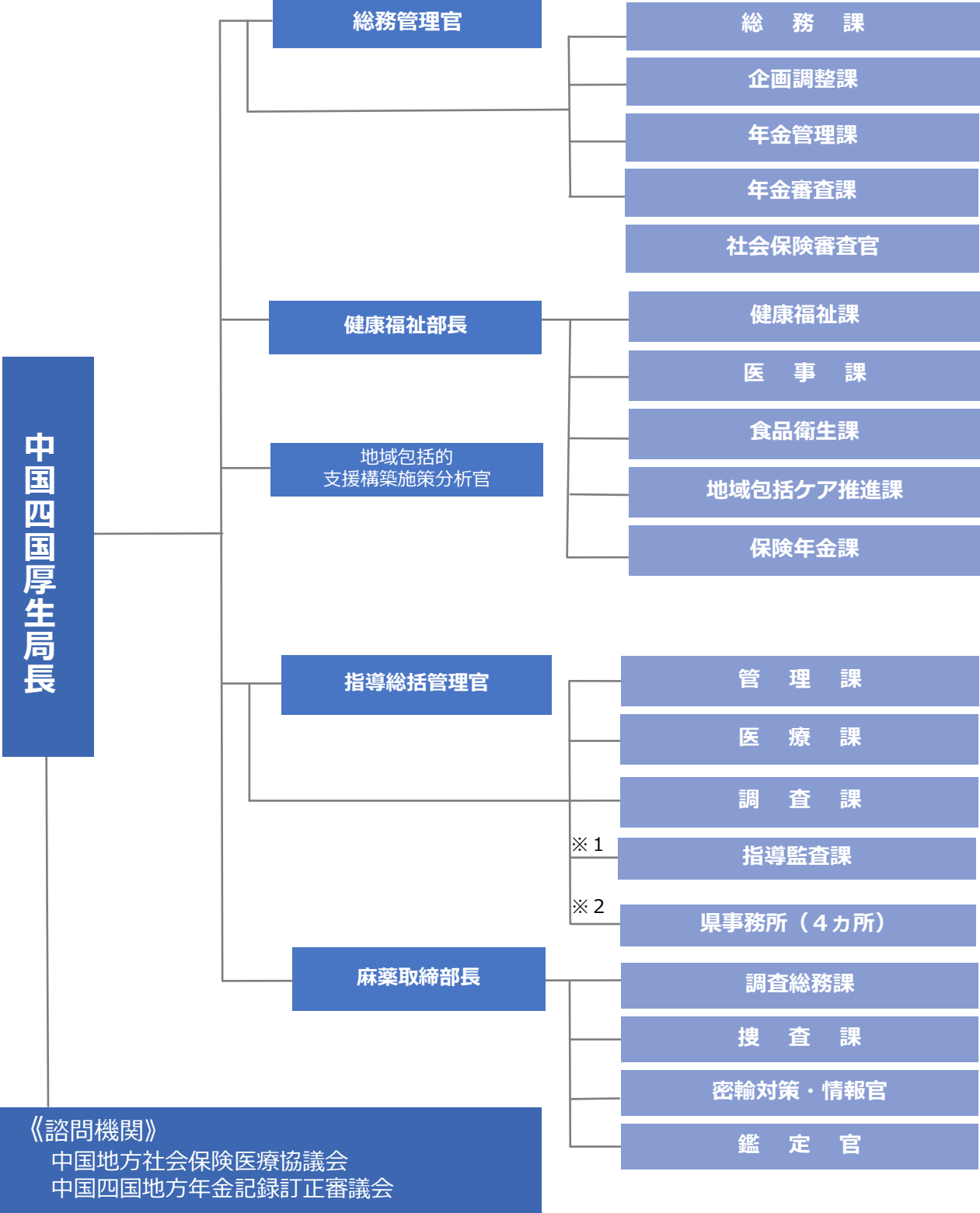
組織改正により、福祉指導課が健康福祉課に統合されました。

また、地域包括ケアシステム構築の実現に向けて各県と連携を密にして支援等を行うため、地域包括ケア推進課が新設されました。

◆ 令和6年4月1日

地域包括ケアシステム構築のさらなる推進のため、地域包括的支援構築施策分析官が新設されました。

2 組織



※ 1 広島県を管轄
※ 2 鳥取県、島根県、岡山県、山口県をそれぞれ管轄

3 基本理念と行動規範 等

基本理念

中国四国厚生局は、地域の皆様に対する身近な厚生行政の窓口として、地域の状況を的確に把握しつつ、国の社会保障政策に関する各種取り組みの円滑な実施に努め、地域の皆様の生活や暮らしが将来にわたって安心かつ安全なものとなるよう全力で取り組みます。

行動規範

私たち中国四国厚生局職員は、基本理念を実現するため、次の行動規範に基づいて行動します。

- ・ 国民全体の奉仕者として、法令を遵守し、公平・公正に職務を遂行します
- ・ 高い倫理観、ゆるぎない使命感、強い責任感をもって業務を行います
- ・ 地域の皆様の声を大切にし、業務に反映させます
- ・ わかりやすい施策の実施、懇切丁寧かつ透明性の高い行政サービスを提供します

中国四国厚生局の基本的な役割と業務

社会保障政策の身近な実施機関

各種制度の実施のための直轄事業

- 医療保険制度の適切な運営
 - ・ 保険医療機関等及び保険医等に対する指導監督
 - ・ 健康保険組合等の保険者に対する検査・指導監督
- 健康・福祉の確保
 - ・ 医師・歯科医師の臨床研修機関等に対する指導監督
 - ・ 栄養士・社会福祉士等の養成施設に対する監督
 - ・ 食品輸出施設、登録検査機関等に対する監督
- 年金制度の円滑な事業運営
 - ・ 企業年金等に対する指導監督
 - ・ 日本年金機構が行う滞納処分等に係る認可等
 - ・ 年金記録の訂正請求への対応
- 麻薬、覚醒剤・大麻等の取締り推進
 - ・ 規制薬物及び正規麻薬等に対する取締り
 - ・ 薬物乱用防止啓発及び再乱用防止支援事業

政策の推進・地方自治体への支援

- 地方自治体に対する補助金の交付
- 地域包括ケアシステムの構築
 - ・ 地方自治体への助言、研修・セミナーの開催、広域的・包括的なネットワークの形成等
- 医療提供体制の確保
 - ・ 地域医療構想等の支援、医療安全の確保、災害時の医療の確保等
- 情報発信・普及啓発
 - ・ 厚生行政に関する地域に身近な窓口として地域の実情の把握と発信
- 麻薬・覚醒剤・大麻等の取締りについての支援

厚生行政の窓口として
地域に密着

厚生労働省（本省）と地域の
架け橋としての役割を担う

ブロック機関として
県域を越えて事業を展開

ひと、くらし、みらいのために
地域のみなさまが将来にわたり
健やかで安心して生活できるよう貢献

4 所在地



広島合同庁舎4号館（2階・15階）

〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀6-30



部 署	電話番号
総 務 課	082-223-8181
企 画 調 整 課	082-223-8245
管 理 課	082-223-8262
医 療 課	082-223-8225
調 査 課	082-223-8189
指 導 監 査 課	082-223-8209
麻 薬 取 締 部	082-227-9011

鉄砲町庁舎（東芝フコク生命ビル2階）

〒730-0017 広島県広島市中区鉄砲町7-18



部 署	電話番号
健 康 福 祉 課	082-223-8264
医 事 課	082-223-8204
食 品 衛 生 課	082-223-8291
地 域 包 括 ケ ア 推 進 課	082-223-8280
保 険 年 金 課	082-223-8244
年 金 管 理 課	082-223-0065
年 金 審 査 課	082-209-6675
社 会 保 険 審 査 官	082-223-0070



鳥取事務所

〒680-0842

鳥取県鳥取市吉方109
 鳥取第3地方合同庁舎2階
 TEL：0857-30-0860



《アクセス》JR鳥取駅から徒歩20分



島根事務所

〒690-0841

島根県松江市向島町134-10
 松江地方合同庁舎6階
 TEL：0852-61-0108



《アクセス》JR松江駅から徒歩7分



岡山事務所

〒700-0907

岡山県岡山市北区下石井1-4-1
 岡山第2合同庁舎11階
 TEL：086-239-1275



《アクセス》JR岡山駅から徒歩7分



山口事務所

〒753-0094

山口県山口市野田35-1
 山口野田合同庁舎1階
 TEL：083-902-3171



《アクセス》JR上山口駅から
 徒歩15分

Ⅱ 業務の概要及び実績等

総務・年金部門

1 総務課

(1) 情報公開に関する業務

① 概要

「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」に基づく行政文書の開示及び「個人情報の保護に関する法律」に基づく保有個人情報の開示に係る業務を行っています。

② 実績（令和7年度）

ア 行政文書の開示

・開示請求件数	232件
・開示請求に対する措置	
全面開示	89件
部分開示	131件
不開示	11件
取下げ	1件

イ 保有個人情報の開示

・開示請求件数	2件
・開示請求に対する措置	
全面開示	0件
部分開示	0件
不開示	2件
取下げ	0件

(2) 国有財産の管理及び処分

① 概要

社会保険庁の廃止等に伴い、平成22年1月から中国地域39か所の国有財産の引継を受け、これら国有財産の管理を行うとともに、売払等の処分の手続を進めています。

(令和8年3月末現在)

	引き継いだ 国有財産	売却した 国有財産	管理している 国有財産
鳥取県	8か所	8か所	0か所
島根県	5	3	2
岡山県	7	7	0
広島県	7	2	5
山口県	12	10	2
合計	39	30	9

② 実績（令和7年度）

国有財産の管理については、職員及び委託業者による定期的な巡回を行うことや、立入禁止看板の設置等の必要な掲示を行うこと等により、売払となるまでの間における財産の保全を行っています。

・当厚生局が管理している国有財産

(令和8年3月末現在)

No	物件名	所在地	数量 (㎡)	備考
1	玉造厚生年金保養ホーム	島根県松江市玉湯町	52.50	道路として貸付中
2	玉造厚生年金病院職員宿舍	島根県松江市玉湯町	27.56	道路として貸付中
3	広島旭町宿舍	広島県広島市南区旭	30.23	道路として貸付中
4	船員保険西山本宿舍	広島県広島市安佐南区山本	128.21	土地のみ
5	三次十日市宿舍	広島県三次市十日市町	28.31	道路として貸付中
6	三次南畑敷町宿舍	広島県三次市島敷町	781.50	土地のみ
7	旧西濃運輸健康保険組合宮島荘	広島県廿日市市宮浜温泉	1029.76	土地のみ
8	丸山宿舍	山口県下関市丸山町	165.73	土地のみ
9	大坪宿舍	山口県下関市栄町	210.84	土地のみ

2 企画調整課

(1) 総合的な企画立案及び政策の実施に関する総合調整

① 事業計画の策定に関する業務

中国四国厚生局では、毎年度、事業計画を策定し、当該計画に基づき事業を実施しており、事業計画については定期的に幹部ヒアリングを実施し、計画の進捗確認・実績評価を行い、事業内容の改善に努めています。

企画調整課は、事業計画策定に関する庶務や、幹部ヒアリングの運営業務を行っています。

② 幹部会議の運営業務

中国四国厚生局では、局の共通の方針及び計画の策定並びに局全体に及ぶ重要事項の検討等を行い、業務の円滑な運営を図ることを目的として、毎月、幹部会議を開催しています。

企画調整課は事務局として、会議の運営に関する庶務を行っています。

③ 業務実績の広報

中国四国厚生局では、局の業務実績等を取りまとめ、事業年報として中国四国厚生局ホームページに掲載しています。

④ 職員研修の企画及び実施

中国四国厚生局では、局の職員を対象として、厚生行政を担う質の高い人材の育成と厚生局全体の組織力の強化を目的として、各種職員研修を実施しています。

企画調整課は事務局として、各種研修の企画及び運営に関する庶務を行っています。

■実績(令和7年度)

開催月	研修名
令和7年 4月	新規採用職員研修
6月	新任管理職員リーダーシップ研修
10月	新任課長補佐・マネジメント研修
11月	年金制度研修
11月	災害対応研修
12月	DX理解研修(動画) / DX業務改善研修
令和8年 1月	管理職ハラスメント防止研修
1月	行政における対外コミュニケーション研修
1月	メンタルヘルス(ラインケア・セルフケア)研修

⑤ 「国民の皆様の声」への対応

より国民目線に立った厚生労働行政を行うため、国民の皆様から当局に寄せられた厚生労働行政に対する意見・提案について「国民の皆様の声」とし、案件ごとに厚生労働本省の所管部局に報告を行っています。

⑥ 「お問い合わせ（ご質問）」、「ご意見・ご要望」への対応

ホームページ上に「お問い合わせ（ご質問）」と「ご意見・ご要望」の窓口を設けて、広く国民の皆様からの質問や要望を受け付けています。

企画調整課は、当厚生局に寄せられた「お問い合わせ（ご質問）」について、担当課に引き継ぐとともに、対応状況等の管理を行っています。

⑦ 公益通報等への対応

ホームページ上に「公益通報」の窓口を設けて、公益通報又は公益通報に準ずる通報を受け付けています。

企画調整課は、当厚生局に寄せられた公益通報等について主管課を特定し、通報等の取り次ぎ又は通報者に対する他の行政機関の教示を行っています。

（２）広報の企画及び実施

① 概要

中国四国厚生局ホームページ、公式 SNS 等を通じ、地域の身近な行政窓口として、時宜に適った情報を的確に発信するよう、積極的に広報活動を行っています。

② 実績(令和 7 年度)

ア パンフレット

厚生局の組織・業務を概括的に理解いただくという目的を踏まえ、パンフレットをご覧になった方により簡潔に理解いただけるよう、医療・年金・健康福祉・麻薬取締といった部門を単位とした構成で作成しています。

パンフレットは、国家公務員採用試験に係る一般職業業務説明会において配布するとともに、関係団体等へも配布しています。また、中国四国厚生局ホームページへも掲載しています。

イ ホームページ、SNS の管理・運営

中国四国厚生局では、コンテンツマネジメントシステム（CMS）を導入し、ホームページを作成しています。

また、令和 4 年 12 月から YouTube「中国四国厚生局公式チャンネル」を、令和 7 年 7 月から公式 X を開始しました。

企画調整課は、CMS 及び SNS に関する管理・運用を総括しています。

■実績（令和 7 年度）

ホームページ・SNS	投稿件数	
フォトレポートの掲載	21件	
YouTube 公式チャンネル	5件	
公式 X	ポスト	64件
	リポスト	52件

厚生労働省中国四国厚生局公式HP・SNS



（３）中国地方社会保険医療協議会の運営

① 概要

保険医療機関・保険薬局の指定及び指定の取消し並びに保険医・保険薬剤師の登録の取消しについて、厚生労働大臣の諮問に応じて審議を行うため、社会保険医療協議会法に基づき、当厚生局に中国地方社会保険医療協議会が設置されています。

中国地方社会保険医療協議会は、「総会」と中国地域の各県ごとに置かれる「部会」とで構成されており、総会においては、主に保険医療機関・保険薬局の指定の取消し及び保険医・保険薬剤師の登録の取消しについて、部会においては、保険医療機関・保険薬局の指定について、それぞれ審議を行っています。

企画調整課においては、指導監査課及び各県事務所と連携しながら、総会の運営や委員の委嘱手続き等、中国地方社会保険医療協議会の庶務全般を行っています。

② 実績（令和 7 年度）

ア 総会開催

総会については、以下のとおり開催しました。

開催日	議題
第 30 回総会 令和 7 年 9 月 26 日	・保険医療機関の指定の取消し及び保険医の登録の取消しについて

イ 部会開催

中国 5 県の各部会を毎月開催し、保険医療機関・保険薬局の指定について審議しました。

・中国地方社会保険医療協議会部会の開催状況 60 回（5 部会×12 回）

ウ 委員等任免

令和 7 年 10 月に委員及び臨時委員の半数改選を行いました。その他、辞任による任期途中での交代により、新たに委嘱状を交付しました。

（ア）半数改選

・委員 10 名

・臨時委員 10 名

（イ）新規委嘱

・委員 1 名

・臨時委員 0 名

3 年金管理課

公的年金制度は、厚生労働大臣が公的年金に係る財政責任・管理運営責任を担い、日本年金機構が厚生労働大臣から委任・委託を受け、その直接的な監督の下で、公的年金に係る一連の運營業務（適用・徴収・記録管理・相談・裁定・給付等）を担っています。

年金管理課においては、国民の老後等を支える公的年金制度について、将来にわたり持続可能で国民が安心できる制度の確立に向けて、年金事業の運營業務を担う日本年金機構や市町村と連携し、円滑な事業運営に取り組んでいます。

（１）日本年金機構が行う滞納処分等に係る認可

① 概要

厚生年金保険等の保険料の徴収業務は、日本年金機構が厚生労働大臣から委任を受けて実施していますが、差押え等の滞納処分等を行う場合は、業務の公正性、客観性を担保するため、厚生労働大臣の事前認可が必要となっています。

年金管理課においては、日本年金機構が行う滞納処分等の認可に関する業務を行っています。

② 実績（令和７年度）

日本年金機構が行う滞納処分等の認可件数

（単位：件）

県 名	厚生年金保険	船員保険	国民年金
鳥取県	5,169	0	238
島根県	4,105	15	238
岡山県	18,958	4	1,281
広島県	27,622	56	1,434
山口県	9,922	44	671
合 計	65,776	119	3,862

（２）日本年金機構の理事長が任命する徴収職員及び保険料等の収納を行う職員の認可

① 概要

保険料等の滞納処分や収納業務については、日本年金機構の理事長が任命する職員が実施しますが、当該職員の任命に当たっては、厚生労働大臣の事前認可が必要となっています。

年金管理課においては、滞納処分を行う徴収職員及び収納業務を行う収納職員の認可に関する業務を行っています。

② 実績（令和７年度）

徴収職員、収納職員の認可職員数（単位：人）

県名	徴収職員	収納職員
鳥取県	4	3
島根県	5	4
岡山県	18	14
広島県	15	14
山口県	13	13
合 計	55	48

（注）徴収職員と収納職員双方の認可を受けている場合は、双方に計上しています。

（３）日本年金機構が行う立入検査等に係る認可

① 概要

厚生年金保険法及び国民年金法等の規定に基づき、日本年金機構が未適用事業所に対する加入指導・立入検査、適用事業所に対する事業所調査及び被保険者・受給権者に関する調査等（以下「立入検査等」という。）を行う場合は、厚生労働大臣の事前認可が必要となっています。

年金管理課においては、日本年金機構が行う立入検査等の認可に関する業務を行っています。

② 実績（令和７年度）

日本年金機構が行う立入検査等の認可件数（単位：件）

県名	未適用事業所	適用事業所	被保険者	受給権者
鳥取県	294	3,165	0	0
島根県	629	4,708	0	0
岡山県	1,777	11,818	0	1
広島県	3,264	18,909	0	0
山口県	1,484	6,899	0	2
合 計	7,448	45,499	0	3

（４）厚生年金保険料等の納付の猶予

① 概要

厚生年金保険料等については、納付義務者が災害等により、その財産について相当な損失を受けた場合において、その納付すべき保険料等を一時に納付することができないと認められる場合等には、その保険料の納付が猶予されます。

年金管理課においては、厚生年金保険料等の納付の猶予の申請の審査と許可を行っています。

② 実績（令和７年度）

該当無し

(5) 日本年金機構が行った滞納処分等の実施結果に係る報告

① 概要

日本年金機構が行った滞納処分等及び立入検査等について、実施結果の報告を受けて確認等を行っています。

② 実績（令和7年度）

ア 日本年金機構からの滞納処分等の実施結果報告件数（単位：件）

県名	厚生年金保険	国民年金
鳥取県	799	130
島根県	687	139
岡山県	3,570	926
広島県	4,519	1,190
山口県	2,087	450
合計	11,662	2,835

（注）厚生年金保険は船員保険を含む。

（注）報告対象は、差押、参加差押、交付要求、換価、取立、配当事務、搜索、換価猶予、執行停止の件数です。（解除件数を含む。）

（注）令和7年4月から令和8年3月までに報告された実施件数です。

イ 日本年金機構からの立入検査等の実施結果報告件数（単位：件）

県名	未適用事業所・適用事業所	被保険者・受給権者
鳥取県	1,403	0
島根県	1,665	0
岡山県	4,335	1
広島県	8,170	0
山口県	2,715	2
合計	18,288	3

（注）令和7年4月から令和8年3月までに報告された実施件数です。

(6) 日本年金機構との連携等

① 概要

日本年金機構との情報交換、情報共有を目的とした会議を開催するなど、日本年金機構が行う年金事業が適正かつ円滑に運営されるよう協力支援を行っています。

また、日本年金機構が行う地域年金展開事業（※）について、地域年金事業運営調整会議の委員として会議へ参画するなど事業展開への支援等を行っています。

※ 日本年金機構では、地域、職場、教育、家庭において、国民一人ひとりに公的年金制度を十分に理解していただくため、地域に根ざした制度の普及・啓発を目的とした「地域年金展開事業」を実施しており、地域年金事業運営調整会議は各県の代表年金事務所に設置されています。

② 実績（令和7年度）

年金制度に関する最近の情勢や厚生局及び日本年金機構の中国管内5県の業務状況などについて情報交換を行いました。

ア 日本年金機構中国地域部等との事務打合せ会議の開催… 2 回
令和 7 年 4 月及び10月に開催。

イ 地域年金事業運営調整会議への参画

日本年金機構が主催する地域年金事業運営調整会議に、中国 5 県で延べ 6 回（広島県は 2 回開催）参画しました。（W e b による開催を含む。）

（ 7 ） 社会保険労務士に関する業務

① 概要

社会保険労務士は、社会保険労務士法に基づく国家資格で、労働保険・社会保険の専門家として、書類等の作成代行、書類等の提出代行、労務管理や労働保険・社会保険に関する相談等を行っています。

年金管理課においては、社会保険労務士が社会保険諸法令に基づき行う業務が適正に実施されるよう、主に次の業務を行っています。

ア 社会保険労務士又は社会保険労務士法人に対する報告及び検査

イ 社会保険労務士が社会保険労務士法等に違反した場合の社会保険労務士会等からの通知の受理

ウ 社会保険労務士会の総会決議の取消及び役員の解任の命令

エ 社会保険労務士会に対する報告徴収、勧告及び調査

オ 社会保険労務士会からの社会保険労務士等に対して注意勧告を行った場合の報告

カ 全国社会保険労務士会連合会が実施している社会保険労務士試験への協力等

キ 社会保険労務士に不正があった場合の懲戒処分に係る聴聞

② 中国管内の社会保険労務士登録状況（令和 8 年 3 月末現在）（単位：人）

県 名	開 業		勤 務 等		合 計
	開 業	法人の社員	勤 務	その他	
鳥取県	100	7	16	24	147
島根県	89	16	30	12	147
岡山県	334	33	109	72	548
広島県	608	102	95	52	857
山口県	210	27	46	39	322
合 計	1,341	185	296	199	2,021

③ 実績（令和 7 年度）

前記①のオに関し、4 件の報告を受理しました。

(8) 年金委員に関する業務

① 概要

「年金委員」は、政府管掌年金事業の運営に協力して、国民の理解を高めるための啓発や被保険者又は受給権者からの相談に応じた助言を行うなど、民間協力者としての活動を行っています。この「年金委員」は、厚生年金保険の適用事業所において活動する職域型年金委員と、地域において主に国民年金に関する活動を行う地域型年金委員とに区分されています。

年金管理課においては、適用事業所の事業主や市町村長等からの推薦に基づき、日本年金機構が年金委員としてふさわしいと判断した候補者が、年金委員取扱規程に定める委嘱要件に該当するか、また、ふさわしい者であるか確認したうえで委嘱を決定し、委嘱状や年金委員証明書の交付事務等を行っています。

また、多年にわたり政府管掌年金事業の推進・発展に貢献した年金委員については、その功績を称えるため「年金委員功労者厚生労働大臣表彰」が行われており、日本年金機構から提出される「年金委員功労者厚生労働大臣表彰推薦書」等の審査を行っています。

② 実績（令和7年度）

年金委員の委嘱・解嘱の状況及び年金委員数については、以下のとおりです。

ア 委嘱及び解嘱の状況

（単位：人）

県名	職域型		地域型			
	委嘱数	解嘱数	新規委嘱数	再委嘱数	解嘱数	任期満了数
鳥取県	44	52	13	21	1	28
島根県	94	102	18	36	2	45
岡山県	131	202	29	60	4	100
広島県	220	203	48	72	6	110
山口県	126	154	30	58	5	85
合計	615	713	138	247	18	368

（注）地域型の任期は3年で再委嘱することができます。また、解嘱は辞退によるものです。

イ 年金委員（職域型、地域型）の状況（令和8年3月末現在）（単位：人）

県名	職域型	地域型
鳥取県	1,278	84
島根県	1,499	100
岡山県	3,669	257
広島県	4,237	329
山口県	2,428	226
合計	13,111	996

ウ 年金委員功労者厚生労働大臣表彰者数

鳥取県1名、島根県1名、岡山県3名、山口県1名の計6名に表彰を行いました。

(9) 市町村に交付する事務費交付金に関する業務

① 概要

国民年金法では、国民年金事業のうち各種届出書の受理など地域住民に密着した事務（国民年金への加入や基礎年金などの請求手続きの事務等）は、法定受託事務として市町村が行うこととされています。

この法定受託事務に必要な費用は、国民年金事務費交付金（以下「国民年金交付金」という。）として、国民年金法に基づき国が交付することとされています。

また、法定受託事務以外で市町村が国民年金事務に関し、協力・連携として行った事務についても、交付要綱に基づき国民年金交付金の対象としています。

年金生活者支援給付金の支給に関する法律では、年金生活者支援給付金に係る事務のうち認定請求等の受理などは、国民年金事業と同様に、法定受託事務として市町村が行うこととされており、この法定受託事務に必要な費用は、年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金（以下「給付金交付金」という。）として国が交付することとされています。

また、法定受託事務以外で市町村が年金生活者支援給付金の支給に係る事務に関し、協力・連携として行った事務についても、交付要綱に基づき給付金交付金の対象としています。

年金管理課においては、国民年金交付金及び給付金交付金に関する市町村からの申請書等の審査事務及び決算実地審査等を行うとともに、法定受託事務に関する市町村との連絡調整を行っています。

② 実績（令和7年度）

ア 事務費交付金交付状況

県名	交付対象 市町村数	事務費交付金交付決定額（単位：円）	
		国民年金交付金	給付金交付金
鳥取県	19	115,517,953	5,238,815
島根県	19	130,842,990	5,433,593
岡山県	27	416,381,071	10,414,973
広島県	23	673,849,389	14,504,879
山口県	19	269,711,863	7,765,291
合計	107	1,606,303,266	43,357,551

イ 決算実地審査

中国管内の各県3市町村、合計15市町村を対象に実地審査を実施しました。

ウ 都市国民年金協議会への参画

広島県の都市国民年金協議会へ参画しました。（書面による開催）

(10) 健康保険事務指定市町村交付金に関する業務

① 概要

健康保険法第3条第2項の規定による被保険者（日雇特例被保険者）に係る保険者の業務のうち、厚生労働大臣が行うこととされている健康保険被保険者手帳の交付及び収受その他これらに付帯する業務は、法定受託事務として、厚生労働大臣が指定する市町村（以下「事務指定市町村」という。）の長が行うものとされています。

年金管理課においては、事務指定市町村の指定及び指定の取消の受付、事務指定市町村から提出される事業状況報告書のとりまとめ及び健康保険事務指定市町村交付金の申請の審査等の事務を行っています。

② 実績（令和7年度）

・事務指定市町村数（令和8年3月末現在）及び交付状況

県名	事務指定市町村数	交付申請市町村数	取扱件数	交付決定額 (単位：円)
島根県	1	1	4	431
広島県	9	1	1	107
合計	10	2	5	538

(注) 広島県の事務指定市町村数9のうち8市町は、被保険者が0名のため、
交付申請市町村数は1市で、取扱件数も1件のみとなっています。

(注) 鳥取県、岡山県及び山口県には事務指定市町村はありません。

(11) 学生納付特例事務法人に関する業務

① 概要

学生納付特例事務法人は、大学や専修学校等に在籍する学生・生徒である国民年金第1号被保険者の委託を受けて、国民年金保険料の学生納付特例申請に関する事務を代行することができます。大学や専修学校等が学生納付特例事務法人となるためには、厚生労働大臣の指定が必要です。

年金管理課においては、学生納付特例事務法人の指定等の事務を行っています。

② 実績（令和7年度）

新たに1法人を指定しました。

・学校法人 みらい学園

③ 中国管内の学生納付特例事務法人又は学生納付特例事務取扱教育施設 (令和8年3月末現在)

・学生納付特例事務法人 43法人

・学生納付特例事務取扱教育施設 2施設

（１２）保険料納付確認団体に関する業務

① 概要

保険料納付確認団体は、会員である国民年金第１号被保険者に対して、保険料納付状況を定期的に提供することができます。保険料納付確認団体となるためには、厚生労働大臣の指定が必要です。

年金管理課においては、保険料納付確認団体の指定等を行っています。

② 実績（令和７年度）

新たに指定等を行った団体はありません。

③ 中国管内の保険料納付確認団体（令和８年３月末現在）

１団体

4 年金審査課

(1) 年金記録訂正請求に関する業務

① 概要

厚生年金保険や国民年金の加入期間、保険料の納付状況などの国が管理する年金記録について、事実と異なると思われる方は、年金記録の訂正を請求（以下「訂正請求」といいます。）することができます。

訂正請求の手続きは、日本年金機構年金事務所（以下「年金事務所」といいます。）で行うこととなりますが、年金事務所で記録訂正できなかった訂正請求は、中国四国厚生局へ回付されます。

中国四国厚生局は、関係法人や行政機関などに対する調査、資料収集、周辺事情の調査・照会等を行い、中国四国地方年金記録訂正審議会への諮問、答申を受け、年金記録の訂正（不訂正）の決定を行います。

② 実績（令和7年度）

	国 民 年 金	厚生年金保険	計
受 付 件 数	7	395	402
処 理 件 数	6	316	322
中国四国厚生局で処理	6	21	27
訂 正 決 定	0	12	12
不 訂 正 決 定	6	9	15
請 求 却 下	0	0	0
日本年金機構で記録訂正	0	286	286
訂正請求の取下げ等	0	9	9

（注1）受付件数は、当厚生局管内の年金事務所が訂正請求書を受け付けた件数です。

（注2）処理件数は、前年度以前に受け付けた事案の件数を含みます。

（注3）訂正決定の件数は、請求期間の一部について訂正決定した事案の件数を含みます。

(2) 中国四国地方年金記録訂正審議会の運営

① 概要

中国四国地方年金記録訂正審議会（以下「審議会」といいます。）は、訂正請求を中立的な立場で審議することを目的としており、公平・公正な判断を行うため、委員は、弁護士、税理士、社会保険労務士などの民間有識者で構成されています。

年金審査課は、審議会の運営、委員の任命等、審議会の庶務を行っています。

② 実績（令和7年度）

令和7年4月16日に第9回総会、令和7年9月10日に第10回総会を開催しました。部会の開催状況は次のとおりです。

	開 催 回 数	審 議 事 案 件 数
第 1 部 会	12回	27件

（注）四国厚生支局に第2部会を設置しています。

5 社会保険審査官

社会保険の行政処分に対する審査請求に関する業務

① 概要

社会保険審査制度は、保険者が決定した処分に関し、簡易迅速な手続きによって、被保険者等の権利利益の救済を図るとともに社会保険行政の適正な運営を確保することを目的としています。

社会保険審査官は、社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和 28 年法律第 206 号）に基づき、厚生労働大臣が任命した独立した機関であり、健康保険法、厚生年金保険法及び国民年金法等により全国健康保険協会、厚生労働大臣、日本年金機構等の処分（原処分）に対する被保険者等からの不服申立てについて審理を行い、申立てを認める「容認」、申立てを認めない「棄却」又は要件を欠く申立てと判断する「却下」の決定を行っています。

<受付件数の推移>

（単位：件）

28 年度	29 年度	30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
421	411	394	390	248	171	217	228	279	322

② 実績（令和 7 年度）

<審査請求事件取扱状況>

（単位：件）

	健康保険	船員保険	厚生年金保険	国民年金	合計
前年度繰越	5	0	45	41	91
本年度受付	28	0	144	150	322
合計	33	0	189	191	413
取下	2	0	4	4	10
移送	2	0	4	2	8
却下	0	0	7	6	13
容認	7	0	6	1	14
棄却	13	0	135	147	295
処理合計	24	0	156	160	340
翌年度繰越	9	0	33	31	73

「容認」の内主なもの：健康保険の傷病手当金（5）、厚生年金保険又は国民年金の障害年金（7）

「棄却」の内主なもの：健康保険の傷病手当金（6）、厚生年金保険又は国民年金の障害年金（259）

（注 1）「移送」とは、管轄違いのため、管轄する社会保険審査官へ送付したもの

（注 2）「取下」とは、審査請求人から取下申出があったもの

（注 3）「却下」とは、法定期間経過等所要の要件を具備しないため、審理するに至らなかったもの

（注 4）「容認」とは、受理した審査請求について、審理した結果、請求を認め、原処分を取り消したもの

（注 5）「棄却」とは、受理した審査請求について、審理した結果、請求を退けたもの

健康福祉部門

6 健康福祉課

(1) 地方自治体に対する補助金等の交付に関する業務

① 概要

中国四国厚生局では、中国地方の県・市町村等からの健康福祉サービスに関する補助金等の交付申請書・実績報告書を審査し、交付決定等の事務を行っています。

② 実績（令和7年度）

令和7年度の交付決定の実績は、以下のとおりです。

ア 国が負担すべき経費（義務的経費）

補助金等名	交付目的	交付先・交付実績
結核医療費 国庫負担 （補助）金	都道府県、保健所を設置する政令市及び特別区が行う結核患者に対する医療に要する費用等の補助、並びに従業禁止・入院勧告、入院措置を実施した患者に対する医療に要する費用の一部を負担することにより、結核の予防及び結核患者に対する適正な医療の普及を図り、もって公共の福祉の増進を図ることを目的とする。	5県8市 （県、保健所を設置する政令市） 【令和7年度交付額】 負担金 74,102,844円 補助金 9,459,942円
原子爆弾被爆者の健康診断等に要する経費	都道府県、広島市及び長崎市が行う原爆被爆者の健康診断に要する経費を交付することにより、被爆者の健康の保持及び向上を図ることを目的とする。	5県1市 （県、広島市） 【令和7年度交付額】 489,682,641円
原爆被爆者手当交付金	都道府県、広島市及び長崎市が行う医療特別手当、特別手当、健康管理手当、保健手当並びに原子爆弾小頭症手当の手当支給事業に要する経費の全部を交付することにより、被爆者の受療の促進、健康の保持促進を図ることを目的とする。	5県1市 （県、広島市） 【令和7年度交付額】 24,533,187,779円
原爆被爆者葬祭料交付金	都道府県、広島市及び長崎市が行う原爆被爆者葬祭料支給事業に要する経費の全部を交付することにより、被爆者の精神的不安を和らげることを目的とする。	5県1市 （県、広島市） 【令和7年度交付額】 954,972,548円

児童扶養手当給付費国庫負担金	都道府県等が行う児童扶養手当の支給に要する費用の一部を負担することにより、一人親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。	3 県 9 0 市町村 (県、市及び福祉事務所を設置する町村) 【令和 7 年度交付額】 8,943,584,343円
特別児童扶養手当事務取扱交付金	都道府県等が特別児童扶養手当等の支給に係る事務の処理に必要な費用を交付することにより、当該制度の円滑な運営を図ることを目的とする。	5 県 1 0 4 市町村 (県、市町村) 【令和 7 年度交付額】 99,397,162円
特別障害者手当等給付費国庫負担金	都道府県等が行う特別障害者手当、障害児福祉手当等の支給に要する費用の一部を負担することにより、精神又は身体に重度の障害を有する者の福祉の増進を図ることを目的とする。	3 県 8 7 市町村 (県、市及び福祉事務所を設置する町村) 【令和 7 年度交付額】 2,748,192,092円
女性支援費国庫負担金及び国庫補助金	女性支援新法に基づき、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図ること及び配偶者暴力防止法に基づき、配偶者からの暴力被害者である女性の保護等を図ることを目的とする。	5 県 (県) 【令和 7 年度交付額】 143,361,846円
児童入所施設措置費等国庫負担金	児童福祉法第 2 7 条第 1 項第 3 号による施設等への入所又は委託、第 2 2 条による助産の実施、第 2 3 条による母子保護の実施に係る費用の一部を負担することにより、同法第 4 5 条の基準の維持を図ることを目的とする。	5 県 6 8 市町村 (県、市及び福祉事務所を設置する町村) 【令和 7 年度交付額】 10,195,428,108円
子どものための教育・保育給付交付金	子ども・子育て支援法第 6 8 条第 1 項の規定に基づき、市町村が支弁する施設型給付費等の支給に要する費用の一部を負担することにより、子どもが健やかに成長するように支援することを目的とする。	9 9 市町村 (市町村) 【令和 7 年度交付額】 102,867,676,076円
子どものための教育・保育給付費補助金	子ども・子育て支援法附則第 1 4 条第 3 項の規定に基づき、「認可化移行運営費支援事業」及び「幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業」の実施に要する経費に対し補助金を交付し、もって待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行うことを目的とする。	【令和 7 年度実績なし】

子育てのための施設等利用給付交付金	子ども・子育て支援法第68条第2項の規定に基づき、市町村が支弁する施設等利用費の支給に要する費用の一部を負担することにより、子どもが健やかに成長するように支援すること及び子どもの保護者の経済的負担を軽減することを目的とする。	89市町村 (市町村) 【令和7年度交付額】 1,737,779,104円
子ども・子育て支援交付金	子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき市町村（特別区を含む。）が策定する市町村子ども・子育て支援事業計画に基づく措置のうち、同法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業に要する経費に充てるため交付することにより、子ども・子育て支援の着実な推進を図ることを目的とする。	107市町村 (市町村) 【令和7年度交付額】 12,641,049,000円

イ 施設整備

補助金等名	交付目的	交付先・交付実績
保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金	感染症指定医療機関、精神科病院等の施設及び設備に要する経費を補助し、地域住民の健康増進並びに疾病予防及び治療を行い、もって公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。	5県3市8法人（28施設・設備） (県、市町村等) 【令和7年度交付額】 143,831,000円
地域介護・福祉空間整備等交付金	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に基づき、市町村が作成した整備計画の事業等の実施に要する経費を交付することにより、地域貢献等を支援する施設及び設備等の整備事業等推進することを目的とする。	5県19市町（71施設） (市町) 【令和7年度交付額】 613,928,000円
次世代育成支援対策施設整備交付金	次世代育成支援対策推進法に基づき、児童福祉施設等の整備に要する経費の一部を交付することにより、次世代育成支援対策を推進することを目的とする。	5県7市町（28施設） (県、市) 【令和7年度交付額】 808,120,000円
社会福祉施設等施設整備費国庫補助金	福祉各法等の規定に基づき、地方公共団体等が整備する施設整備等に要する費用の一部を補助することにより、施設入所者等の福祉の向上を図ることを目的とする。	5県7市（24施設） (県、指定都市及び中核市) 【令和7年度交付額】 1,296,663,000円
就学前教育・保育施設整備交付金	保育所、認定こども園、小規模保育事業所、こども誰でも通園制度（仮称）試行的事業を行う事業所又は乳児等通園支援事業所の新設、修理、改造又は整備に要する経費並びに防音壁の整備及び防犯対策の強化に係	30市町（97施設） (市町) 【令和7年度交付額】 3,682,981,000円

	る整備に要する経費の一部を補助することにより、こどもを安心して育てることが出来る体制の整備を促進することを目的とする。	
子ども・子育て支援施設整備交付金	市町村が、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき策定する市町村子ども・子育て支援事業計画に基づく放課後児童クラブ及び病児保育事業を実施するための施設の整備を促進することにより、放課後児童対策の推進を図るとともに病児保育事業の推進を図ることを目的とする。	5 県（60 施設） （県） 【令和7年度交付額】 1,174,808,000円
社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金	福祉各法等の規定に基づき、社会福祉法人等が整備した施設であって、暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な自然現象により被害を受けた施設の災害復旧事業に要する費用の一部を補助することにより、災害の速やかな復旧を図り、施設入所者等の福祉を確保することを目的とする。	【令和7年度実績なし】
児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金	児童福祉法等の規定に基づき、暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な自然現象により被害を受けた施設の災害復旧事業に要する費用の一部を補助することにより、災害の速やかな復旧を図り、施設入所者等の福祉を確保することを目的とする。	【令和7年度実績なし】

（２）財産処分に関する業務

① 概要

補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産を処分（補助金等の交付の目的に反して使用する、譲渡する、交換する、貸し付ける、担保に供する、取り壊すことなどをいう。）する場合は、厚生労働大臣の承認が必要となります。中国四国厚生局では、中国地方の県等から提出された財産処分承認申請書の内容を審査し、承認手続きを行っています。

② 実績（令和7年度）

- ・財産処分の承認（転用、取り壊しなど）…………… 28 件
- ・財産処分報告書の受理（包括承認事項（※））27 件

※包括承認事項

経過年数が10年以上の場合や構造上危険な状態にある施設等の取壊しをする場合など

（３）指定医療機関に関する業務

① 生活保護法に基づく指定医療機関

ア 概要

生活保護法に基づく指定医療機関（国の開設したもの（独立行政法人国立病院機構及び国立大学法人附属病院等）に限る。）について、中国四国地方の管内医療機関から申請書等を受理・審査し、指定医療機関の指定等（指定、更新、変更、辞退・取消し）を行っています。

イ 実績（令和７年度）

・指定医療機関	４７機関
指定医療機関指定更新	０件
開設者等の変更届	３件

② 特定感染症指定医療機関

特定感染症指定医療機関の国の費用負担を適正なものとするため、指定医療機関への報告請求及び検査に係る業務を行っています。

なお、中国四国厚生局管内では、該当する医療機関はありません。

（４）病原体等所持に関する業務

① 概要

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律において、病原性を有し、国民の生命及び健康に影響を与えるおそれがある感染症の病原体等の所持、輸入及び基準の遵守等の規制が設けられ、届出等の管理体制の確立を行うこととされています。

中国四国厚生局では、中国四国地方における三種病原体等の所持又は輸入の届出に関する業務、三種及び四種病原体等所持に関する管理監督業務を行っています。

② 実績（令和７年度）

所持変更届の受理	４件
立入検査	３施設

（５）児童扶養手当の支給事務に関する指導監査

① 概要

児童扶養手当とは、児童扶養手当法に基づき、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を促進するためのものであり、都道府県・市及び福祉事務所を設置する町村が支給事務を行っています。

中国四国厚生局では、中国四国地方の県・市及び福祉事務所を設置する町村に対し、その支給事務の円滑な実施の確保を目的に指導監査を実施しています。指導監査に当たっては、事前提出資料を精査した上で、関係者からヒアリングを行い、必要なのは正又は改善に向けた技術的な助言を行っています。

② 実績（令和 7 年度）

・指導監査・・・・・・・・・・・・・・・・ 16 自治体

（６）生活保護法の施行事務に関する監査

① 概要

地方自治体が行う生活保護法施行事務のうち、生活保護の医療扶助の適正実施の観点から、自立支援医療（人工透析療法等）の優先適用に係る監査、頻回受診に関する適正受診指導の状況確認、向精神薬に関する重複処方状況の確認、指定医療機関への指導状況等について、生活保護法第 23 条の規定に基づく事務監査を実施しています。

中国四国厚生局では、中国四国地方の県、政令指定都市及び中核市を対象として、事務監査を行っています。

② 実績（令和 7 年度）

・指導監査・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 県 11 市

（７）保護施設に対する指導監査

① 概要

保護施設とは、身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて生活扶助等を行うことを目的とする施設です。国は、この保護施設の適正な運営の確保を図ることを目的として、生活保護法第 23 条第 1 項の規定に基づき指導監査を実施することとなっています。

② 実績（令和 7 年度）

・指導監査 指導監査の対象となる施設はありません。

（８）民生委員・児童委員に関する業務

① 概要

民生委員は、民生委員法第 5 条第 1 項に基づき、都道府県知事等からの推薦により厚生労働大臣が委嘱した者で、社会福祉の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めることを責務とする特別職の地方公務員です。地域住民の身近な相談相手であり、誰もが安心して生活できる地域づくりのため、訪問や地域福祉活動、相談・支援など行政や地域の関係機関と連携して活動を行っています。

また、民生委員は児童福祉法第 16 条の規定により児童委員を兼務し、児童及び妊産婦の福祉の増進に努めることとされています。なお、関係機関や児童委員との連絡調整や児童委員の活動に対する援助や協力を行う者として、児童委員の中から主任児童委員が指名されています。

中国四国厚生局では、中国地方における民生委員・児童委員の委嘱・解嘱、主任児童委員の指名のほか、民生委員・児童委員として活動された方々に対する厚生労働大臣表彰や感謝状の授与に関する業務を行っています。

② 実績（令和 7 年度）

ア 県・市別の委員の状況（令和 8 年 3 月末）

	民生委員・児童委員（人）	うち主任児童委員（人）
鳥取県	1, 1 6 1	1 3 1
島根県	1, 7 4 6	1 9 7
岡山県	2, 3 3 8	2 7 8
広島県	2, 4 4 5	2 0 6
山口県	3, 0 4 3	3 2 2
岡山市	1, 2 0 8	1 4 8
広島市	1, 8 5 8	1 9 5
鳥取市	4 9 2	7 6
松江市	4 8 5	5 8
倉敷市	7 9 2	1 0 4
呉市	5 9 6	5 0
福山市	8 5 2	6 7
下関市	6 5 6	5 4
合計	1 7, 6 7 2	1, 8 8 6

イ 厚生労働大臣感謝状授与等の状況

- ・厚生労働大臣感謝状授与…………… 8 2 名
- ・厚生労働大臣表彰及び特別表彰…………… 7 0 4 名 + 5 団体
（大臣表彰：3 0 名、特別表彰（定時）：6 6 8 名、特別表彰（随時）：6 名）

（ 9 ） 経営力強化法に基づく経営力向上計画の認定業務

① 概要

中小企業、小規模事業者等の経営強化のため、事業者が顧客データの分析等通じた商品・サービスの見直し、I Tを活用した財務管理の高度化、人材育成等による経営力の向上などの事業計画（経営力向上計画）を策定し認定を受けるとその事業者は法人税等の特例や金融措置等の優遇が受けられることとなっています。

中国四国厚生局では、事業者からの認定の申請に係る経営力向上計画に対する認定事務を行っています。

② 実績（令和 7 年度）

- ・認定件数 …………… 5 0 件

（ 1 0 ） 各種養成（所）施設等の指定・登録及び指導監督等

① 概要

中国四国厚生局では、中国地方の所管する国家試験受験資格を付与する生活衛生分野、福祉分野の養成施設、養成所及び養成機関の指定・登録、指定の取消、変更の承認及び各種届出・報告書の受理並びに指導監督等を行っています。

中国地方の所管する養成(所)施設等は、以下の 9 種類です。

(当厚生局が指定等事務を行う養成施設等)

- i あんまマッサージ指圧師、あはき養成施設
- ii 栄養士養成施設
- iii 管理栄養士養成施設
- iv 社会福祉士学校
- v 介護福祉士学校
- vi 福祉系高等学校等（介護福祉士）
- vii 介護福祉士実務者学校
- viii 精神保健福祉士養成施設
- ix 科目確認大学等（社会福祉士）

② 指定等の状況

ア 中国四国厚生局が所管する養成施設数及び課程数等（令和８年３月末）

施設の種類	養成施設	課程
(合計数)	62施設	65課程
<内訳>		
あんまマッサージ指圧師、あはき養成施設	0	0
栄養士養成施設	9	10
管理栄養士養成施設	18	18
社会福祉士学校	0	0
介護福祉士学校	11	11
福祉系高等学校等（介護福祉士）	8	8
介護福祉士実務者学校	0	0
精神保健福祉士養成施設	0	0
科目確認大学等（社会福祉士）	16	18

(注１) 令和８年３月末までに施設を廃止し、その後廃止届を提出した養成施設を含みます。

(注２) 上記表の栄養士養成施設は、管理栄養士養成施設である施設を除きます。

イ 新規指定件数（令和７年度）

施設の種類	課程
(合計数)	4課程
栄養士養成施設	1課程
管理栄養士養成施設	1課程
福祉系高等学校等（介護福祉士）	1課程
科目確認大学等（社会福祉士）	1課程

ウ 内容変更承認数、変更届の受理数（令和７年度）

施設の種類	変更承認	変更届の受理
(合計数)	11件	91件
<内訳>		
あんまマッサージ指圧師、あはき養成施設	0	0
栄養士養成施設	6	7
管理栄養士養成施設	2	5
社会福祉士学校	0	0
介護福祉士学校	3	23
福祉系高等学校等（介護福祉士）	0	15
介護福祉士実務者学校	0	0
精神保健福祉士養成施設	0	0
科目確認大学等（社会福祉士）	0	41

エ 指定取消・廃止件数（令和 7 年度）

施 設 の 種 類	廃止件数
（合計数）	4 課程
栄養士養成施設	1 課程
介護福祉士養成施設（介護福祉士学校）	1 課程
科目確認大学等（社会福祉士）	2 課程

③ 定期指導調査

定期指導調査は、養成施設等の適切な運営に資するため、各養成施設等において指定及び登録基準等に係る関係法令等の遵守状況を確認し必要な指導を行っており、令和 7 年度は、6 施設に対して定期指導調査を行っています。

（ 1 1 ） 各種講習会の登録等業務

① 介護技術講習会の届出の内容確認業務

介護技術講習会は、介護福祉士試験の受験者を対象に実施し、この介護技術講習会を修了した者には実技試験が免除されることになります。

中国四国厚生局では、中国地方における当講習会を実施する施設からの届出書等を受理し、その内容を確認し適宜指導を行っています。

なお、令和 7 年度に届出を行った者はありませんでした。

② 実務者研修教員講習会、医療的ケア教員講習会の届出の内容確認業務

実務者養成施設における教務に関する主任者、介護福祉士養成施設、福祉系高等学校又は実務者養成施設において医療的ケアを担当する教員は、厚生労働大臣が定める基準を満たす講習会の受講が必要な場合があり、当該講習会を実施しようとする者はあらかじめ厚生労働大臣に届け出ることとなっています。

中国四国厚生局では、中国地方における当講習会の届出書を受理し、その内容を確認し適宜指導を行っています。

- ・令和 7 年度実務者研修教員講習会の実施届出件数・・・・・・ 2 件
- ・令和 7 年度医療的ケア教員講習会の実施届出件数・・・・・・ 3 1 件

③ 社会福祉士実習指導者講習会、介護福祉士実習指導者講習会の届出の内容確認業務

社会福祉士養成施設、介護福祉士養成施設、福祉系高等学校又は科目確認大学等（社会福祉士）における実習施設の実習指導者は、厚生労働大臣が定める基準を満たす実習指導者講習会の受講が必要な場合があり、当該講習会を実施しようとする者はあらかじめ厚生労働大臣に届け出ることとなっています。

中国四国厚生局では、中国地方における当講習会の届出書を受理し、その内容を確認し適宜指導を行っています。

- ・令和 7 年度社会福祉士実習指導者講習会の実施届出件数・・ 4 件
- ・令和 7 年度介護福祉士実習指導者講習会の実施届出件数・・ 5 件

④ その他

実務者養成施設においては、地域の団体等で実施されている研修であって、一定の内容・質が担保されているものを修了した場合は、相当する科目について実務者養成施設で履修したものとみなす「修了認定」が可能であり、実務者研修認定研修を実施しようとする者は、あらかじめ実施者の主たる事務所の所在地の厚生局にその研修内容を届け出ることとなっています。

また、社会福祉士養成施設、介護福祉士養成施設又は福祉系大学等における専任教員等は、厚生労働大臣が定める基準を満たす教員講習会の受講が必要な場合があり、社会福祉士実習演習担当教員講習会、介護教員講習会を実施しようとする者は、同様に厚生局に届け出ることとなっています。

中国四国厚生局では、中国地方における当講習会の届出書を受理し、その内容を確認し適宜指導を行っています。

・令和 7 年度介護教員講習会の実施届出件数・・・・・・・・・・・・ 1 件

(1 2) その他

エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）及び地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）に基づく報告書の受理等に関する業務を行っていますが、令和 7 年度は、電子報告を除いて受理した報告書はありません。

また、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）に基づく報告徴収・立入検査等に関する業務、クリーニング業法に基づく指定試験機関の指定等に関する業務、児童福祉法による緊急時の事務執行に関する業務等を行っていますが、令和 7 年度における業務実績はありません。

7 医事課

(1) 医師臨床研修及び歯科医師臨床研修に関する業務

① 概要

平成16年4月以降に免許を取得し、診療に従事しようとする医師は2年以上の臨床研修を受けること、また、平成18年4月以降に免許を取得し、診療に従事しようとする歯科医師は1年以上の臨床研修を受けることが、医師法、歯科医師法により義務づけられています。

臨床研修制度では、「臨床研修は、医師・歯科医師としての人格をかん養し、将来専門とする分野にかかわらず、医学・歯科医学及び医療・歯科医療の果たすべき社会的役割を認識しつつ、一般的な診療において頻繁に関わる負傷又は疾病に適切に対応できるよう、基本的な診療能力を身につけることのできるものでなければならない。」との基本理念のもと、大学病院又は厚生労働大臣が指定した臨床研修病院・施設が各々作成する研修プログラムに基づき研修が実施されています。医事課では、厚生労働省や各県と連携し、効果的な医師・歯科医師臨床研修の実施体制の確保に努めています。

医師臨床研修の臨床研修病院等の指定、研修プログラム変更申請の審査等については令和2年度から各都道府県に権限が移譲されており、医事課では医師臨床研修に関する補助金の交付手続きおよび医師臨床研修修了証登録の審査を主に行っています。

② 実績（令和7年度）

ア 医師臨床研修

(ア) 臨床研修費等補助金（医師）の執行業務

- ㊦ 交付申請書の受理、審査、交付決定、交付決定通知(依頼)書の作成・送付
提出された交付申請書の内容審査を行い、交付決定を行いました。

・交付決定…………… 1 1 1 件

- ㊧ 実績報告書の受理、審査、交付額の確定、確定通知(依頼)書の作成・送付
令和6年度に交付決定を行った施設の事業実績報告の内容審査を行い、交付額の確定を行いました。

・交付額の確定…………… 1 1 0 件

(イ) 医師臨床研修修了登録の審査

医師臨床研修修了登録について、臨床研修修了証および臨床研修修了証登録証交付申請書等の内容を審査しました。

・新規登録…………… 8 4 9 件

・登録証再発行…………… 4 0 件

・書き換え…………… 1 6 件

イ 歯科医師臨床研修

- (ア) 歯科医師臨床研修施設指定申請に伴う指定基準及び研修プログラムの審査
 歯科医師臨床研修施設指定申請に伴う指定基準及び研修プログラムについて、
 届出を受理し、内容の確認を行いました。

・届出の受理・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 件

【歯科医師臨床研修施設等】（令和 8 年 3 月末現在）

	相当大学病院	臨床研修施設 (単独型・管理型)
鳥取県	1 施設	0 施設
島根県	1	1
岡山県	1	2
広島県	1	7
山口県	1	1
徳島県	1	0
香川県	1	4
愛媛県	1	2
高知県	1	1
合計	9	18

- (イ) 既指定施設の臨床研修プログラムの変更・新設（追加）

歯科医師臨床研修施設の研修プログラム変更・新設（追加）について、届出
 を受理し、内容の確認を行いました。

・届出の受理・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 0 件

- (ウ) 歯科医師臨床研修施設の年次報告

令和 7 年 4 月 1 日現在の状況について、指定基準に係る記載を確認後、受
 理しました。

・年次報告の受理・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 4 件

- (エ) 歯科医師臨床研修施設に対する実地調査

歯科医師臨床研修施設 3 施設に対し、指定基準等の遵守状況の確認のため、
 実地調査を行い、研修の実施状況・管理・運営状況について、プログラム責任者、
 指導歯科医、研修歯科医等から意見聴取を行いました。

- (オ) 歯科医師臨床研修修了登録の審査

歯科医師臨床研修修了登録について、臨床研修修了証および臨床研修修了
 証登録証申請書等の内容を審査しました。

・新規登録・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 4 5 件

・登録証再発行・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 6 件

・書き換え・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 件

(2) 看護師特定行為研修に関する業務

概要

平成26年に成立した、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（医療介護総合確保推進法）により、保健師助産師看護師法の一部が改正され、平成27年10月1日から、特定行為に係る看護師の研修制度において、研修を行う学校、病院等は厚生労働大臣の指定を受けることが義務づけられています。医事課では、看護師特定行為研修を行う指定研修機関からの申請書類の点検、内容審査、変更の届出、承認等及び指定研修機関からの相談や研修を修了した看護師の報告書の受理を行っています。

ア 看護師特定行為研修制度に係る指定研修機関

令和7年度においては、新規指定研修機関1施設及び区分変更申請のあった既指定研修機関7施設について特定行為研修の指定に係る内容の審査を行いました。中国四国管内では、指定研修機関は48施設となりました。

【令和7年度新規指定研修機関】

所在地	指定研修機関名	区分・領域別
山口県	社会福祉法人恩賜財団済生会支部 山口県済生会下関総合病院	3区分

【指定研修機関指定状況】（令和8年3月末現在）（単位：施設）

県名	施設数
鳥取県	2
島根県	5
岡山県	6
広島県	12
山口県	11
徳島県	2
香川県	4
愛媛県	3
高知県	3

イ 看護師特定行為研修修了者報告

令和7年度においては、55件の報告書を受理し、修了者の総数は266人でした。

中国四国管内の指定研修機関における特定行為研修を修了した看護師数（人）							
県名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	合計
鳥取	3	11	4	10	5	7	40
島根	3	16	10	35	43	30	137
岡山	5	116	30	48	51	59	309
広島	6	12	4	27	26	58	133
山口	2	17	4	49	26	39	137
徳島	—	7	31	68	20	9	135
香川	2	11	7	25	23	29	97
愛媛	—	4	—	10	7	7	28
高知	10	24	—	25	28	28	115
合計	31	218	90	297	229	266	1131

ウ 指定研修機関の研修計画や施設等の変更に関する審査と指導

指定研修機関が、特定行為研修に関する計画を変更する際に提出する変更届や特定行為研修を実施する施設等を変更する際に提出する変更届に関する審査や指導を行っています。

・変更届出の受理：82件

エ 指定研修機関が提出する年次報告書

指定研修機関が提出する年次報告書を確認し必要に応じて指導を行っています。

・年次報告書の受理：44件

(3) 医師又は歯科医師の行政処分に対する再教育の実施等

概要

医療従事者の資質を向上し、国民の医療に対する安心を確保するため、行政処分を受けた医師又は歯科医師に対して再教育を実施しています。医事課では、行政処分によって医業停止1年以上の処分となった者に対する再教育研修（個別研修）に係る業務として、研修における事前調整から終了までの進捗状況の把握・助言指導者の指名・個別研修計画書の受理・個別研修修了報告書の受理及びその他研修者に関することを行っています。

(4) 医療の安全に関する取組の普及及び啓発に関する業務

① 概要

医療法において、国民が安心して医療を受けることができるよう、医療機関や医療従事者は、提供する医療の質と安全性の向上を図ることが求められています。医事課では、医療安全管理体制の強化の推進及び医療従事者の資質向上のため、管内医療機関の管理者、医療安全担当者等を対象に医療安全ワークショップ及びオンデマンド配信により医療安全セミナーを開催しています。

② 実績（令和7年度）

・医療安全ワークショップ（参加人数37名）

開催日	テーマ	開催形式
令和7年11月1日	安全文化の醸成：職員の意識を高めるための対話の方法を学ぶ	ワークショップ （対面）

・医療安全セミナー（視聴回数 644 回）

配信期間	講演内容	開催形式
令和7年11月4日 ～30日	・医療紛争とその解決策について ・医療機関が行っている医療安全の取組の紹介について	当局YouTubeチャンネルにて配信

（５）再生医療等安全性確保法に関する業務

① 概要

平成２６年に施行された再生医療等の安全性の確保等に関する法律に基づき、再生医療等提供計画等の審査等業務を行う認定再生医療等委員会は認定の申請を、再生医療等を提供する医療機関（再生医療等提供機関）は再生医療等提供計画の提出を、再生医療等に使用する細胞の培養や加工をする施設（細胞培養加工施設）は、細胞培養加工施設の許可や届出等の手続きを行うことが義務付けられています。医事課では、再生医療等提供機関や細胞培養加工施設等の届出等について、受理等を行っています。

② 実績（令和７年度）

中国四国地域における再生医療等提供機関や特定細胞培養加工施設、認定再生医療等委員会から提出された各種申請の認定や届出等の受理を行いました。

申請・届出等項目	件数
再生医療等提供計画（新規）	16
再生医療等提供計画（変更）	76
再生医療等提供計画（中止）	19
特定細胞培養加工施設（新規）	11
特定細胞培養加工施設（変更）	18
特定細胞培養加工施設（廃止）	15
認定再生医療等委員会（新規）	0
認定再生医療等委員会（変更）	6

（６）臨床研究法に関する業務

① 概要

平成３０年に臨床研究法が施行された特定臨床研究の実施計画の審査等業務を行う臨床研究審査委員会は認定の申請を、特定臨床研究を実施する統括管理者は、当該実施計画の提出を行うことが義務付けられています。医事課では、特定臨床研究の実施計画等の届出等について、受理等を行っています。

② 実績（令和７年度）

中国四国地域に所在する認定臨床研究審査委員会の申請や届出、また、当該認定臨床研究審査委員会が審査を行う特定臨床研究の実施計画等の届出等について、認定・受理等を行いました。

申請・届出等項目	件数
認定臨床研究審査委員会（認定）	0
特定臨床研究実施計画（新規）	43
特定臨床研究実施計画（変更）	168

(7) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療に関する業務

① 概要

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（医療観察法）では、心神喪失の状態で重大な他害行為（他人に害を及ぼす行為）を行った者に対し継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによって、その症状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、その社会復帰を促進することが定められています。医事課では、対象者の医療を行う指定医療機関の指定、地方裁判所の処遇決定に伴う指定医療機関の選定、入院処遇決定となった対象者の指定入院医療機関への移送を行っています。

また、この法律では、対象者の処遇を決定するために、裁判官と精神保健判定医（精神保健審判員）、必要に応じて精神保健福祉の専門家（精神保健参与員）により審判が行われますが、その構成員を地方裁判所が選任するための精神保健判定医及び精神保健参与員候補者名簿の作成などを行っています。

② 実績（令和7年度）

ア 精神保健判定医及び精神保健参与員候補者名簿の作成

令和8年における名簿作成のため、令和6年に裁判所へ提出した名簿に登載されている精神保健判定医124名及び精神保健参与員候補者81名に対し、令和8年以降の継続に係る同意確認を行い、辞退等による欠員の補充及び新規候補者の推薦依頼を各県に対して実施しました。

・精神保健判定医及び精神保健参与員候補者数（令和8年3月末現在）

	精神保健判定医数	精神保健参与員数
鳥 取 県	10	8
島 根 県	16	6
岡 山 県	28	11
広 島 県	20	26
山 口 県	12	4
徳 島 県	6	4
香 川 県	11	9
愛 媛 県	12	4
高 知 県	6	7
合 計	121	79

イ 指定医療機関に対する指導監査

指定入院医療機関および指定通院医療機関に対して一般指導監査を実施しました。

- ・指定入院医療機関 5 施設
- ・指定通院医療機関 3 施設

ウ 関係機関との連携強化

保護観察所等の関係団体が開催する会議に出席し、制度説明や意見交換を行いました。

- ・運営連絡協議会 …………… 9 回（9 県）
- ・指定入院医療機関主催の地域連絡会議…………… 5 回（Web開催含む）
- ・指定入院医療機関主催の外部評価会議…………… 10回（Web開催含む）
- ・指定通院医療機関の指定に向けた説明会議 ……… 2 回

エ 指定医療機関の指定

- ・当厚生局管内の指定入院医療機関（令和8年3月末現在）

医 療 機 関 名	病床数	指定年月日
地方独立行政法人岡山県精神科医療センター	33	平成19年10月1日
国立病院機構賀茂精神医療センター	33	平成20年6月24日
国立病院機構鳥取医療センター	17	平成22年5月6日
山口県立こころの医療センター	8	平成23年2月1日
島根県立こころの医療センター	8	平成29年10月1日

- ・当厚生局管内の指定通院医療機関数（令和8年3月末現在）

	病院	診療所	薬局	訪問看護
鳥 取 県	7	0	103	4 (2)
島 根 県	8	2	13 (1)	3
岡 山 県	9	1	8 (1)	15 (2)
広 島 県	12	2 (1)	9	15 (2)
山 口 県	9	1	13	8
徳 島 県	7	3	6 (1)	9 (2)
香 川 県	4	0	9 (1)	3
愛 媛 県	10	0	5	6
高 知 県	11	1	83	8
合 計	77	10	249	71

※（ ）は令和7年度に新規指定した指定通院医療機関の内数

オ 指定通院医療機関医療従事者実地研修の開催

指定通院医療機関における医療の充実、連携強化に資するため、医療従事者実地研修を賀茂精神医療センター及び岡山県精神科医療センターにて開催しました。

（８）地域医療構想の達成に向けた取組の推進に関する業務

概要

85歳以上の増加や人口減少がさらに進む2040年とその先を見据え、全ての地域・世代の患者が、適切に医療・介護を受けながら生活し、必要に応じて入院し、日常生活に戻ることができ、同時に、医療従事者も持続可能な働き方を確保できる医療提供体制を構築する必要があります。

こうした観点から、病床の機能分化・連携だけでなく、外来医療・在宅医療、介護との連携、人材確保等も含めた新たな地域医療構想が策定されます。医事課では、地域医療構想の実現に向け、地域の実情に応じた、効率的で質の高い医療提供体制を確保するための取り組みを支援しています。

特に、国による助言や集中的な支援を行う「重点支援区域」については、当厚生局管内において岡山県（県南東部区域）、広島県（広島区域、尾三区域）、山口県（下関区域、柳井区域、萩区域）の6区域が選定されており、技術的・財政的支援を行うこととしています。医事課では、各構想区域における議論の状況等に関する情報の整理等を行い、地域医療構想の達成に向けての取り組みを支援しています。

（９）災害時における医療の確保の支援に関する業務

① 概要

近年の自然災害の頻発化・激甚化に加え、今後、南海トラフ地震等の巨大地震の発生も想定されることから、災害時における医療の確保の支援のため、各県の役割を尊重しつつ、医療訓練や会議の参加、災害拠点病院や災害拠点精神科病院の視察を通じて発掘された問題点について、県に対する助言および支援を行っています。

② 実績（令和７年度）

当厚生局管内において、県と共同で災害拠点病院の調査を行いました。

・災害拠点病院の調査 4 件

（１０）医師少数区域等で一定期間を勤務した医師の認定に関する業務

① 概要

医師少数区域等における勤務の促進のため、医師少数区域等に一定期間勤務し、その中で医師少数区域等における医療の提供のために必要な業務を行った者を厚生労働大臣が認定する制度が創設され、令和２年４月１日に施行されました。医事課では、認定申請書の受理、審査及び認定証明書の発行等の業務を行っています。

② 実績（令和７年度）

・認定件数 17 件

（１１）医薬品等の許認可業務

① 概要

医薬品等を業として製造しようとする者は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づき、医薬品等の製造業の許可を受けなければなりません。医事課では、厚生労働大臣が指定する医薬品を製造する場合の製造業許可を行っています。

厚生労働大臣が指定する医薬品とは、以下のとおりです。

- | | |
|--------------------|---------------|
| i 生物学的製剤（体外診断薬を除く） | v 細胞培養技術応用医薬品 |
| ii 放射性医薬品 | vi 細胞組織医薬品 |
| iii 国家検定医薬品 | vii 特定生物由来製品 |
| iv 遺伝子組換え技術応用医薬品 | |

② 実績（令和7年度）

・当厚生局管内の厚生労働大臣が指定する医薬品及び医療機器の製造所

（令和8年3月末現在）

	生物学的製剤等	放射性医薬品	計
鳥 取 県	0か所	0か所	0か所
島 根 県	0	0	0
岡 山 県	0	1	1
広 島 県	1	0	1
山 口 県	3	0	3
徳 島 県	1	0	1
香 川 県	2	0	2
愛 媛 県	0	0	0
高 知 県	0	0	0
合計	7	1	8

- ・新規許可申請 0 件
- ・許可更新申請 2 件
- ・製造管理者承認申請 1 件
- ・廃止届 0 件
- ・役員変更届 5 件
- ・製造管理者変更届 1 件
- ・設備変更届 1 3 件

8 食品衛生課

(1) 農林水産物及び食品の輸出促進を図るための輸出証明書の発行等

① 概要

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）に基づき、輸出先国の求めに応じ、国又は都道府県、保健所を設置する市及び特別区（8 食品衛生課の項において「都道府県等」という。）は、農林水産物及び食品の輸出証明書の発行、輸出先国の政府機関が定める要件に適合する施設の認定等を行うこととなっています。

食品衛生課では、中国5県及び四国4県内（8 食品衛生課の項において「当厚生局管内」という。）で製造等される一部の農林水産物等の衛生証明書の発行及び輸出農林水産物等の取扱施設の認定（書類審査及び現地調査を含む。）を行うほか、定期的に担当者を認定施設へ派遣し、認定要件の適切な実施について確認を行っています。

② 実績（令和7年度）

ア EU向け輸出水産食品取扱施設の認定及び認定施設の査察等

- ・取扱施設の認定（事前確認を含む）…………… 0 施設
- ・認定施設の廃止…………… 0 施設
- ・当厚生局管内の認定施設

（令和8年3月末現在）

都道府県等	認定施設数
岡山県	1
広島市	2
愛媛県	1
計	4

- ・認定施設の査察…………… 4施設（延べ8回）

イ 米国向け輸出水産食品取扱施設の認定及び認定施設の査察等

- ・取扱施設の認定（事前確認を含む）…………… 0 施設
- ・認定施設の廃止…………… 0 施設
- ・当厚生局管内の認定施設

（令和8年3月末現在）

都道府県等	認定施設数
鳥取県	2
倉敷市	1
広島市	3
呉市	1
愛媛県	5
計	12

- ・認定施設の査察…………… 11施設

ウ 韓国向け輸出水産食品取扱施設の認定及び認定施設の監視等

- ・取扱施設の認定 0 施設
- ・当厚生局管内の認定施設

(令和8年 3 月末現在)

都道府県等	認定施設数
下 関 市	4
愛 媛 県	3
計	7

- ・認定施設の監視 0 施設
- ・衛生証明書の発行 0 件

エ 中国向け輸出水産食品取扱施設の認定及び認定施設の監視等

- ・取扱施設の認定 0 施設
- ・当厚生局管内の認定施設

(令和8年 3 月末現在)

都道府県等	認定施設数
鳥 取 県	6
島 根 県	5
岡 山 県	4
岡 山 市	1
倉 敷 市	1
広 島 県	16
広 島 市	9
呉 市	4
福 山 市	7
山 口 県	9
下 関 市	15
徳 島 県	7
香 川 県	7
高 松 市	1
愛 媛 県	37
松 山 市	3
高 知 県	6
高 知 市	2
計	140

- ・認定施設の変更申請 0 施設
- ・認定施設の廃止 0 施設
- ・認定施設の監視※1 0 施設
- ・衛生証明書の発行※1 0 施設

※1 認定施設の監視及び衛生証明書の発行の対象となる最終加工施設が所在する都道府県等は、鳥取市、倉敷市、広島市、呉市、福山市、高松市及び松山市に限ります。

オ ブラジル向け輸出水産食品取扱施設の認定及び認定施設の監視等

- ・取扱施設の認定 2 施設
- ・認定施設の廃止 0 施設
- ・当厚生局管内の認定施設

(令和8年 3 月末現在)

都道府県等	認定施設数
鳥 取 県	2
岡 山 県	2
広 島 県	1
広 島 市	1
呉 市	1
福 山 市	1
愛 媛 県	1 0
計	1 8

- ・認定施設の監視 1 8 施設
- ・衛生証明書の発行 2 9 件

カ シンガポール向け輸出食肉の認定と畜場等の査察

- ・当厚生局管内の認定施設

(令和8年 3 月末現在)

都道府県等	認定施設数
徳 島 県	1
計	1

- ・認定施設の査察（食肉衛生検査所を含む） 1 施設

キ 台湾向け輸出牛肉の認定と畜場等の査察

- ・当厚生局管内の認定施設

(令和8年 3 月末現在)

都道府県等	認定施設数
徳 島 県	1
計	1

- ・認定施設の査察（食肉衛生検査所を含む） 1 施設

ク 輸出食肉製品取扱施設（E U、シンガポール及び台湾向け）の認定及び認定施設の査察

- ・取扱施設の認定 0 施設
- ・認定施設の廃止 0 施設
- ・当厚生局管内の認定施設

(令和8年 3 月末現在)

都道府県等	認定施設数
下 関 市	1
香 川 県	1
計	2

・認定施設の査察 1 施設

(2) 食品衛生法に基づく登録検査機関の登録等

① 概要

食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく登録検査機関は、食品衛生法第26条の規定による製品検査等において、その検査が行える検査設備及び検査能力を有したものであるとして、あらかじめ厚生労働大臣の登録を受けた検査機関です。

食品衛生課では、当厚生局管内で登録を受けようとする検査機関の登録の他、登録検査機関の更新及び登録検査機関が厚生労働省令で定める技術上の基準（GLP：Good Laboratory Practice）に基づき、その検査を適正に実施していることを確認するために立入検査等を行っています。

② 実績（令和7年度）

・当厚生局が所管する登録検査機関

（令和8年3月末現在）

都 道 府 県	登録検査機関	事業所
鳥 取 県	1 機関	1 事業所
島 根 県	2	2
岡 山 県	1	1
広 島 県	2	3
山 口 県	1	1
徳 島 県	1	1
香 川 県	1	1
愛 媛 県	1	1
高 知 県	1	1
計	1 1	1 2

・新規登録 0 事業所
 ・登録更新 0 事業所
 ・立入検査 1 2 事業所

（３）食中毒に係る調整業務等

① 概要

都道府県等は食中毒事件が発生した場合には、医師からの届出等に基づき、調査を行い、必要に応じて食品事業者へ営業停止、回収命令等の措置を講じ被害拡大の防止を図っています。食中毒事件の処理は、都道府県等の所管であり、通常時、地方厚生局は都道府県等から食中毒事例の情報収集及びその発信を行っています。ただし、大規模かつ広域的な食中毒発生時には、必要に応じ厚生労働本省（以下「本省」という。）と連携し、現地調査や都道府県等との連絡調整等の業務を行っています。

平成30年に食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）の公布により、国や都道府県等が、広域的な食中毒事案の発生や拡大を防止等するため、相互の連携や協力を行うとともに、本省が関係者（地方厚生局、都道府県等）で構成する広域連携協議会を設置し、緊急の場合、当該協議会を活用し対応に努めることとなっています。そのため、本省は毎年度、広域連携協議会を開催し、食品衛生課は当厚生局管内の協議会の開催に係る事務を行っています。

② 実績（令和7年度）

- ・食中毒事例の発信は、毎月集計し、翌月に当局ホームページに掲載しています。
- ・広域連携協議会は、令和7年5月22日にオンライン形式により開催されました。本協議会において、広域的な食中毒事案の早期探知及び被害拡大防止のため、関係自治体を含む構成員等との情報共有及び意見交換を行いました。

（４）健康増進法に基づく虚偽誇大広告等規制に係る業務

① 概要

健康増進法（平成14年法律第103号）において、食品として販売に供する物に、健康の保持増進の効果等について、著しく事実と相違する、又は著しく人を誤認させる広告等をしてはならないと規定されています。

食品衛生課では、営業者や当厚生局管内の都道府県等からの相談を受け、必要に応じて指導等行っております。

② 実績（令和7年度）

- ・営業者や当厚生局管内の都道府県等からの相談を受け指導した事案はありません。

9 地域包括ケア推進課

地域包括ケア推進課は、少子高齢化が進む中で、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、重度な要介護状態や認知症になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築に向け、都道府県を通じた市町村支援業務に取り組んでいます。

（１）中国四国厚生局地域包括ケア推進本部の設置・運営

① 概要

厚生局による効率的な業務を実施するため、当厚生局内の関係課等で組織する中国四国厚生局地域包括ケア推進本部を設置するとともに、地域包括ケア推進課の業務方針や進捗状況等を意見交換・情報共有する会議を開催しています。

② 実績（令和７年度）

第１回：令和７年９月２日開催

第２回：令和８年３月３日開催

（２）中国５県地域包括ケア担当者連絡会議の開催

① 概要

中国地域の県及び市町村における地域包括ケアシステム構築に関する取組の支援を目的に、県との意見交換を行う場を設置するとともに、各県における市町村が行う地域支援事業の支援方策等について、意見交換・情報共有を行う会議を開催しています。

② 実績（令和７年度）

第１回：令和７年５月19日開催（オンライン）

第２回：令和８年３月12日開催（オンライン）

(3) 地域支援事業に関する業務

① 概要

中国地域の市町村が地域包括ケアシステムの構築を推進するに当たり、介護予防・日常生活支援総合事業等の円滑な実施と事業内容の充実に資するため、各県とセミナー等を共催しています。

また、地域づくり加速化事業によるブロック別研修や、調査研究事業（老人保健健康増進等事業）等を活用し、国の施策の説明や先行事例等の報告を行っています。

② 実績（令和7年度）

ア 各県とのセミナー等の共催

開催県	セミナー等名	開催日
広島県	令和7年度地域包括ケアセミナー（基礎編・応用編）	令和7年5月27,28日
中国5県	令和7年度中国5県共催セミナー	令和7年9月4日
島根県	令和7年度介護予防研修会	令和8年1月30日

イ 地域づくり加速化事業 ブロック別研修

セミナー等名	開催日
中国ブロック地域づくり研修	令和8年1月16日

ウ 老人保健健康増進等事業の報告会

セミナー等名	開催日
中山間地域等における日常生活圏域単位での地域包括ケアシステムと地域づくりの総合的な推進のための調査研究事業（実施主体：公益社団法人全国国民健康保険診療施設協議会）	令和8年2月27日

エ 伴走支援事業

支援内容	自治体等名
地域づくり加速化事業	岡山県倉敷市 広島県府中町
高齢者住まいの伴走支援事業	鳥取県米子市

（４）地域支援事業交付金に関する業務

① 概要

地域支援事業交付金交付要綱に基づく交付に当たり、厚生労働本省と連携を図りながら、管内各県から提出された当初交付申請、変更交付申請、実績報告、再確定申請等の内容審査、交付決定等の事務を行っています。

② 実績（令和７年度）

- ・保険者数 97
- ・交付決定額 8,646,747,276円

（５）地域医療介護総合確保基金に関する業務

① 概要

地域医療介護総合確保基金に基づく事業について、管内各県における実施状況や課題等を厚生労働本省と連携を図りながら、当該基金の残高及び執行状況に係る調査や事業見込み量に係る調査等により把握し、各県に対する必要な助言及び支援を行っています。

② 実績（令和７年度）

- ・交付決定額 2,604,503,000円

（６）高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る後期高齢者医療特別調整交付金に関する業務

① 概要

後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令第6条第9号に関する交付基準に基づく交付に当たり、厚生労働本省と連携を図りながら、管内各県から提出された当初交付申請、変更交付申請、実績報告等の内容審査、ヒアリング等の事務を行っています。

② 実績（令和７年度）

- ・実地状況調査・ヒアリング（11、12月）
- ・後期高齢者医療広域連合との意見交換（2月）

（７）介護保健事業（支援）計画に関する進捗状況等の把握、助言、支援

① 概要

介護保険法第116条の国の基本指針に基づき、市町村は法117条第1項、都道府県は法第118条第1項に基づき、3年を1期とする介護保険事業（支援）計画を定めることとされています。

これらの計画に関する作成状況、取組の進捗状況、目標の達成状況や計画の推進にあたっての課題等について、厚生労働本省と連携を図りながら、管内の各県を通じて把握し、必要な助言及び支援を行います。

② 実績（令和 7 年度）

第 9 期介護保険事業（支援）計画の進捗管理、2040 年に向けたサービス提供体制の確保に資する広域的な支援の状況に係る各県ヒアリング（オンライン）を実施し、必要な助言や支援を行いました。

（ 8 ） 老人保健健康増進等事業

① 概要

老人保健健康増進等事業（老人保健事業推進費等補助金）は、高齢者の介護、介護予防、生活支援、老人保健及び健康増進等に関わる先駆的、試行的な事業に対して補助を行い、老人保健福祉サービスの一層の充実や介護保険制度の基盤の安定化に資することを目的とする補助金事業です。

② 実績

中山間地域等における日常生活圏域単位での地域包括ケアシステムと地域づくりの総合的な推進のための調査研究事業【公益財団法人全国国民健康保険診療施設協議会】

人口の少ない中山間地域等においてはサービス需要の減少と人手不足も相まって、日常生活圏域での医療・介護等のサービスの体制の維持が切実な課題となってきました。

中山間地域等における日常生活圏域単位でのサービスの提供体制やニーズ、地域づくりの状況等を調査し、好事例や内容の分析、方法論の整理等を通じて、地域包括ケアシステムや地域づくりを総合的に行う発展的なモデルを明らかにする調査を実施し、その成果を報告するセミナーを開催しました。

（ 9 ） 認知症施策に関する業務

① 概要

四国厚生支局との共催で、認知症セミナーを開催しています。

中国地域の各県の認知症施策に係る担当者の参加のもと、認知症施策の推進について意見交換・情報共有を行う「認知症施策ブロック会議」及び「若年性認知症支援コーディネーター連絡会議」を開催しています。

また、認知症施策の普及・啓発のため、認知症サポーター養成講座を開催しています。

② 実績（令和 7 年度）

ア 認知症セミナーの開催

テーマ「新しい認知症観に基づく共生社会の実現に向けて」：令和 7 年 7 月 17 日

イ ブロック会議の開催

中国四国認知症施策ブロック会議：令和 7 年 11 月 13 日

ウ 連絡会議の開催

若年性認知症支援コーディネーター連絡会議：令和 7 年 11 月 13 日

エ 認知症サポーター養成講座の開催

厚生局新規採用職員を対象：参加者数（11名）

管内関係地方機関を対象：参加者数（151名）（32機関）

（10）地域包括ケアシステムに係る研修、会議、講演依頼等への対応及び関係省庁との連携

① 概要

地域包括ケアシステムの構築に係る各種研修、会議に参加するとともに、関係団体の依頼に応じて講演者やパネラーとして参加しています。

また、関係省庁と連携し、地域包括ケアシステムの構築を推進しています。

② 実績（令和7年度）

ア 会議・研修会への対応

中国矯正管区主催「福祉的支援担当者研修」（令和7年7月29日）に講師等として参加しました。

イ 関係省庁との連携

- 中国地方整備局、中国地方更生保護委員会及び広島矯正管区と「高齢者等の住まいの確保支援に係る連携」のための打合せ等を実施
- 中国四国農政局の主催する「中国四国地方農福連携推進オンラインセミナー」への後援
- 中国運輸局と令和8年1月14日に「福祉と交通の分野における連携の強化に関する協定」を締結し、「2040年を見据えた多様な主体の参画と連携による地域づくり」に関する研修を共催

10 保険年金課

（１）健康保険組合の規約変更の認可等

健康保険制度は、相互扶助の精神のもとに、疾病・負傷若しくは死亡又は出産に関して保険給付を行い、国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする制度です。

健康保険組合は、国の認可を受けて単独の企業又は同業種の複数の企業が共同で設立し、国に代わって健康保険事業を運営する公法人です。

保険年金課では、管内の健康保険組合に係る規約変更認可申請書、規約変更届出書等の受理及び認可並びに公法人証明・印鑑証明などの業務を行っています。

■実績（令和７年度）

（令和８年３月末現在）

	組 合 数
当厚生局が所管する健康保険組合	34
（内訳）	
単一	27
総合	7

・各申請書等の処理件数

規約変更認可申請書等の認可 46 件

規約変更届出書等の受理 104 件

公法人証明・印鑑証明 43 件

（２）健康保険組合の実地指導監査等

実地指導監査は、「健康保険組合の指導監督について」（平成13年３月22日付け保険局長通知）及び「令和７年度における健康保険組合に対する実地指導監査について」（令和７年３月24日付け保険局保険課長通知）により、健康保険組合の事業が法令・通知・組合同規約・組合同規程に基づき適正に運営されているかどうかの確認を基本とし、前回監査から概ね５年を経過している組合に対して実施しています。

■実績（令和７年度）

・実地指導監査 6 組合

（３）全国健康保険協会支部の立入検査

立入検査は、平成22年１月７日付け保険局保険課長通知（平成27年６月1日付け、平成28年５月11日付け一部改正）に示された実施方針に基づき、３年に1回実施しています。

■実績（令和 7 年度）

・立入検査 2 支部

（４）確定給付企業年金の規約承認等

確定給付企業年金（Defined benefit corporate pension いわゆる「DB」）は、公的年金の上乗せの給付を保障する私的年金制度の一つであり、労使合意の年金規約に基づき、事業主と信託会社・生命保険会社等が契約を結び、母体企業の外で年金資産を管理・運用し年金給付を行う「規約型」と、母体企業とは別の法人格を持った企業年金基金を設立した上で、企業年金基金において年金資産を管理運用し年金給付を行う「基金型」があります。

保険年金課では、管内の企業年金基金又は事業主からの規約認可・承認申請書、規約変更認可・承認申請書、規約変更届出書等の受理、認可及び承認並びに法人証明・印鑑証明などの業務を行っています。

■実績（令和 7 年度）

（令和 8 年 3 月末現在）

	規 約 数
当厚生局が所管する確定給付企業年金	5 8 3
【参考】	
令和 7 年度新規承認（認可）	2
令和 7 年度規約の終了等	6

・各申請書等の処理件数

規約承認申請書の承認（認可） 2 件
 規約変更認可申請書等の承認 3 2 件
 規約変更届出書等の受理 3 2 5 件
 厚生労働大臣への提出書類の受理 8 4 件
 法人証明・印鑑証明 3 7 件

（５）確定給付企業年金の監査等

確定給付企業年金に関する監査は、「確定給付企業年金法に基づく監査の実施について」（平成22年11月 1 日付け厚生労働省年金局長通知）及び「厚生年金基金及び確定給付企業年金の監査等について」（平成28年10月11日付け年金局企業年金国民年金基金課長通知）により、事業主及び企業年金基金の事業運営が法令及び規約等に基づき適正に実施されているかどうかの確認を基本とし、企業年金の実施から概ね 3 年を経過している事業主及び企業年金基金（総合型を除く。）に対して書面監査を、設立から 1 年以上経過し、かつ、過去 3 年以内に実地監査を実施していない総合型企業年金基金に対して実地監査を実施しています。

■実績（令和 7 年度）

- ・書面監査 8 0 事業主
- ・実地監査 3 基金

（ 6 ） 確定拠出年金の規約承認等

確定拠出年金(Defined Contribution Plan いわゆる「DC」)は、個人又は事業主が拠出した資金を個人が自己責任において運用の指図を行い、高齢期において、その結果に基づいた給付を受ける制度であり、厚生年金保険の適用事業所の事業主が単独又は共同して実施する「企業型」と、国民年金基金連合会が実施する「個人型」があります。

保険年金課では、企業型に係る管内の事業主からの規約承認申請書、規約変更承認申請書の承認及び規約変更届出書等の受理並びに法人証明・印鑑証明などの業務を行っています。

■実績（令和 7 年度）

（令和 8 年 3 月末現在）

	規 約 数
当厚生局が所管する確定拠出年金	2 3 6
【参考】	
令和 7 年度新規承認（認可）	9
令和 7 年度規約の終了	2

・各申請書等の処理件数

- 規約承認申請書の承認（認可） 9 件
- 規約変更承認申請書等の承認 1 0 1 件
- 規約変更届出書等の受理 1 4 7 件
- 厚生労働大臣への提出書類の受理 1 件
- 法人証明・印鑑証明 2 件

（ 7 ） 厚生年金基金の規約承認等

中国四国厚生局が所管する全ての厚生年金基金については、保険年金課において解散又は他制度移行への手続きを行い、令和 5 年度に清算事務を終了しました。

11 管理課

（１）公益法人等が行う医療保健業に係る非課税措置制度に関する証明事務

① 概要

一般社団法人のうち、いわゆるオープン病院事業を行う医師会や歯科医師会で一定の基準を満たしたものや、公益法人等のうち、無料低額な診療を実施する病院事業を行う法人で一定の基準を満たしたものについては、その法人が行う医療保健業を収益事業の範囲から除外する措置を受けることができます。この措置を受けるためには、法人税法施行規則第５条第６号又は同規則第６条第４号及び第７号（第７号は一般社団法人又は一般財団法人に限る。）の規定に基づく厚生労働大臣の証明を要するものとされており、管理課では、この証明書の交付事務を行っています。

② 実績（令和７年度）

・証明書の交付 １９件

（２）特定医療法人が厚生労働大臣の定める基準を満たす旨の証明事務

① 概要

特定医療法人として法人税の軽減を受けようとする場合は、租税特別措置法施行令第３９条の２５第１項第１号の規定に基づく厚生労働大臣の証明を要するものとされており、管理課では、この証明書の交付事務を行っています。

② 実績（令和７年度）

・証明書の交付 ４５件

（３）後期高齢者医療制度の助言・指導監督

① 概要

後期高齢者医療制度の保険者等に対して、後期高齢者医療制度の適正かつ安定的な運営の確保を図り、保険財政の健全化及び医療費の適正化に努めるよう、必要な助言及び指導監督を行っています。

② 実績（令和 7 年度）

中国地域の県、後期高齢者医療広域連合及び市町村並びに国民健康保険団体連合会に対して指導監督を実施し、保険料収入の確保対策、レセプト点検調査の充実強化等の医療費適正化対策、保険事業の推進等について助言を行いました。

- ・県…………… 5 件（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）
- ・後期高齢者医療広域連合…………… 5 件（鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県の各後期高齢者医療広域連合）
- ・市町村…………… 5 件（鳥取県岩美町、島根県益田市、岡山県高梁市、広島県廿日市市、山口県岩国市）
- ・国民健康保険団体連合会…………… 1 件（鳥取県国民健康保険団体連合会）

（４）国民健康保険の助言・指導監督

① 概要

国民健康保険の保険者等に対し、国民健康保険事業の適正かつ安定的運営の確保を図り、保険財政の健全化、医療費の適正化及び保健事業の推進に努めるよう、必要な助言及び指導監督を行っています。

② 実績（令和 7 年度）

中国地域の県及び対象市町等に対して助言・指導監督を実施し、適用の適正化対策、保険給付費等に見合う適正な賦課、保険料（税）収入の確保対策、レセプト点検調査の充実強化等の医療費適正化対策、保健事業の推進等について助言を行いました。

- ・県…………… 5 件（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）
- ・市町村…………… 5 件（鳥取県岩美町、島根県益田市、岡山県高梁市、広島県廿日市市、山口県岩国市）
- ・国民健康保険団体連合会…………… 1 件（鳥取県国民健康保険団体連合会）

（５）社会保険診療報酬支払基金の实地監査

① 概要

保険医療機関及び保険薬局から提出された被用者保険分に係るレセプトの審査・支払業務等を行っている社会保険診療報酬支払基金審査委員会事務局に対し、業務の適正かつ効率的な運営を確保するよう、少なくとも 3 年に 1 回实地監査を行います。

管理課では、中国地域の社会保険診療報酬支払基金審査委員会事務局の实地監査を実施しました。

② 実績（令和 7 年度）

- ・ 2 件（鳥取審査委員会事務局、岡山審査委員会事務局）

12 医療課

(1) 指導監査課及び県事務所の行う業務に関する事務の指導及び監督

○ 概要

医療課は、健康保険事業、船員保険事業、国民健康保険事業及び後期高齢者医療制度に係る療養に関する監督並びに保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に対する指導・監査等の事務等の業務を取り扱う指導監査課及び各県事務所に対して、事務の指導及び監督を行っています。

(2) 特定機能病院及び臨床研究中核病院に係る医療監視業務

① 概要

医療機関への立入検査（いわゆる医療監視）業務は、医療機関が法令により規定された人員及び構造・設備を有し、かつ、適正な管理を行っているか否かを検査し、不適正な場合は指導等を通じて改善を図り、良質で適正な医療が国民に提供されることを目的として、厚生労働省・県・保健所を設置する市が行うこととされています。

医療課では、医療法の規定に基づき、特定機能病院及び臨床研究中核病院への立入検査を実施しています。

(特定機能病院)

特定機能病院とは、医療法第4条の2の規定により、

- ア 高度の医療を提供する
- イ 高度の医療技術の開発・評価を行う
- ウ 高度の医療に関する研修を行わせる
- エ 医療の高度の安全を確保する

等の能力を有する他、必要な施設を有し、構造・設備等が厚生労働省令で定める要件に適合する、病床数400床以上の病院で、厚生労働大臣の承認を得た病院です。

(臨床研究中核病院)

臨床研究中核病院とは、医療法第4条の3の規定により、

- ア 特定臨床研究に関する計画を立案し、実施する
- イ 他の病院又は診療所と共同して特定臨床研究を実施する場合にあっては、主導的な役割を果たす
- ウ 他の病院又は診療所に対し、特定臨床研究の実施に関する相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行う
- エ 特定臨床研究に関する研修を行う

等の能力を有する他、必要な施設を有し、構造・設備等が厚生労働省令で定める要件に適合する、病床数400床以上の病院で、厚生労働大臣の承認を得た病院です。

② 実施方法

立入検査は、原則として、中国地域の施設に対して年に1回実施しています。実施にあたっては、医療法の規定に基づく地方自治体（保健所）による立入検査の実施と併せ、合同で実施しています。

③ 当厚生局が所管する特定機能病院

（令和8年3月末現在）

所在地	施設名
鳥取県	鳥取大学医学部附属病院
島根県	島根大学医学部附属病院
岡山県	岡山大学病院 川崎医科大学附属病院
広島県	広島大学病院
山口県	山口大学医学部附属病院

④ 当厚生局が所管する臨床研究中核病院

（令和8年3月末現在）

所在地	施設名
岡山県	岡山大学病院
広島県	広島大学病院

⑤ 実績（令和7年度）

- ・立入検査の実施病院数（特定機能病院）・・・6病院
- ・立入検査の実施病院数（臨床研究中核病院）・・2病院

13 調査課

（１）保険医療機関等に関する情報の管理及び分析

○ 概要

指導監査課及び各県事務所へ提供された保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師及び指定訪問看護事業者その他の医療保険事業者の療養担当者に係る情報の管理及び分析等を行っています。

（２）指導監査課及び各県事務所の保有する情報の公開の調整

① 概要

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（情報公開法）及び個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）に基づく行政文書の開示請求に係る業務のうち、指導監査課及び各県事務所の保有する情報の公開に係る文書特定等の業務を行っています。

また、中国管内の保険医療機関等の指定に関する情報、施設基準の届出に関する情報及び保険医等の登録に関する情報等をホームページに掲載することにより広く公開しています。

② 実績（令和７年度）

・開示請求件数…………… 208件

（３）保険医療機関等管理システム（※）に関する業務

○ 概要

保険医療機関等管理システムの運用及び情報管理に関する業務を行っています。

（※）保険医療機関等、保険医等、柔道整復師、はり・きゅう・あん摩マッサージ指圧師、指定訪問看護事業所からの指定、登録、変更等の各種申請・届出に関する事務処理のほか、保険医療機関等の施設基準に関する届出状況を管理するシステム

（４）訴訟に関する業務

① 概要

指導部門の所掌事務に係る訴訟に関する事務及び各関係機関との連絡調整を行っています。

② 実績（令和７年度）

・訴訟対応…………… 0件

14 指導監査課／県事務所

（１）保険医療機関等の指定、保険医等の登録に関する申請、届出等の受付及び審査

① 概要

ア 保険医療機関等の指定等

医療機関又は薬局が健康保険法等における療養の給付の取扱いを行うためには、当該医療機関又は薬局の開設者の申請によって、地方厚生（支）局長の指定を受けなければなりません。

この指定を受けた医療機関を保険医療機関といい、薬局を保険薬局といいます。

なお、地方厚生（支）局長が保険医療機関又は保険薬局の指定を行おうとするときは、地方社会保険医療協議会に諮問することとされています。

指導監査課及び各県事務所では、これらの保険医療機関及び保険薬局の指定のほか、健康保険法による指定訪問看護事業者の指定、柔道整復師並びにはり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の受領委任に関する業務を行っています。

イ 保険医等の登録

保険医療機関において健康保険の診療に従事する医師若しくは歯科医師又は保険薬局において健康保険の調剤に従事する薬剤師は、地方厚生（支）局長の登録を受けた医師若しくは歯科医師又は薬剤師でなければならないこととされています。

この登録を受けた医師又は歯科医師を保険医といい、薬剤師を保険薬剤師といいます。

指導監査課及び各県事務所では、保険医及び保険薬剤師の登録に関する業務を行っています。

② 実績（令和７年度）

新規指定保険医療機関等・新規登録保険医等件数

	新規指定保険医療機関等（単位：件）			新規登録保険医等（単位：人）		
	医科	歯科	薬局	医科	歯科	薬局
鳥取県	2	2	2	45	1	31
島根県	10	1	6	77	5	35
岡山県	31	14	30	164	49	98
広島県	31	16	30	182	47	134
山口県	14	5	10	109	7	59
合計	88	38	78	577	109	357

（注）新規指定保険医療機関等の件数には、交代・組織変更・移転等は含みません。

（２） 保険医療機関等及び保険医等に対する指導監査

① 概要

ア 指導

指導監査課及び県事務所では、保険医療機関等や保険医等に対し「保険医療機関及び保険医療養担当規則」等に定められている保険診療等の取扱い、診療報酬等の請求などに関する事項について周知徹底し、保険診療等の質的向上及び適正化を図ることを目的として、健康保険法等の規定に基づき、保険医療機関等や保険医等に対する指導を行っています。

イ 適時調査

指導監査課及び県事務所では、厚生労働大臣の定める施設基準（基本診療料及び特掲診療料）等の届出を受理している保険医療機関等について、届け出られている施設基準等の要件を満たしているか確認するため、保険医療機関等に対する調査を行っています。

ウ 監査

指導監査課及び県事務所では、保険医療機関等や保険医等が保険診療等の取扱いや診療報酬等の請求などについて、法令等の規定に従って適正に実施されているかを確認するため、健康保険法等の規定に基づき、保険医療機関等や保険医等に対して、監査を実施することとしています。

なお、監査の結果に基づき、保険医療機関等の指定の取消、保険医等の登録の取消などの行政上の措置を行います。

② 実績（令和７年度）

ア 指導の実施状況

・個別指導

	保険医療機関等（単位：件）				保険医等（単位：人）			
	医科	歯科	薬局	計	医科	歯科	薬局	計
鳥取県	8	6	2	16	67	6	4	77
島根県	4	3	3	10	65	3	3	71
岡山県	13	6	3	22	71	9	4	84
広島県	12	8	30	50	19	9	51	79
山口県	7	2	5	14	45	3	10	58
合計	44	25	43	112	267	30	72	369

・新規個別指導

	保険医療機関等（単位：件）				保険医等（単位：人）			
	医科	歯科	薬局	計	医科	歯科	薬局	計
鳥取県	4	3	7	14	4	4	10	18
島根県	14	4	9	27	14	4	9	27
岡山県	22	30	29	81	26	35	48	109
広島県	56	29	41	126	64	29	45	138
山口県	14	5	14	33	14	6	22	42
合計	110	71	100	281	122	78	134	334

・集团的個別指導

	保険医療機関等（単位：件）			
	医科	歯科	薬局	計
鳥取県	20	10	19	49
島根県	25	16	23	64
岡山県	83	0	58	141
広島県	147	115	112	374
山口県	59	51	58	168
合計	334	192	270	796

イ 適時調査の実施状況

	保険医療機関等（単位：件）			
	医科	歯科	薬局	計
鳥取県	43	0	0	43
島根県	46	0	0	46
岡山県	60	0	0	60
広島県	72	0	0	72
山口県	68	0	0	68
合計	289	0	0	289

ウ 監査の実施状況

	保険医療機関等（単位：件）				保険医等（単位：人）			
	医科	歯科	薬局	計	医科	歯科	薬局	計
鳥取県	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
島根県	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
岡山県	0 (0)	2 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	2 (0)
広島県	0 (1)	1 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (1)	1 (0)	0 (0)	1 (1)
山口県	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合計	0 (1)	3 (0)	0 (0)	3 (1)	0 (1)	3 (0)	0 (0)	3 (1)

（注）（ ）内は、令和 7 年度に取消処分（取消相当含む。）した件数です。

エ 返還金の状況

	返 還 額（単位：千円）			
	指導によるもの	適時調査によるもの	監査によるもの	計
鳥取県	15,628	12,346	0	27,974
島根県	5,268	19,264	0	24,532
岡山県	52,246	27,091	0	79,337
広島県	24,980	1,501	26,248	52,729
山口県	10,174	24,099	0	34,273
合計	108,296	84,301	26,248	218,845

③ 参考（令和 6 年度実績）

ア 指導の実施状況

・個別指導

	保険医療機関等（単位：件）				保険医等（単位：人）			
	医科	歯科	薬局	計	医科	歯科	薬局	計
鳥取県	6	5	2	1 3	1 2	5	4	2 1
島根県	1 0	4	9	2 3	3 3 7	6	1 7	3 6 0
岡山県	2 2	2	1 1	3 5	2 4 2	2	1 8	1 1 4
広島県	1 1	1 9	2 0	5 0	2 2	2 4	2 9	7 5
山口県	1 3	7	1 5	3 5	1 6	1 1	2 1	4 8
合計	6 2	3 7	5 7	1 5 7	4 8 1	4 8	8 9	6 1 8

・新規個別指導

	保険医療機関等（単位：件）				保険医等（単位：人）			
	医科	歯科	薬局	計	医科	歯科	薬局	計
鳥取県	7	3	5	15	7	3	5	15
島根県	14	6	9	29	20	6	14	40
岡山県	24	10	19	53	32	11	33	76
広島県	42	24	60	126	43	27	71	141
山口県	14	12	19	45	15	12	19	46
合計	101	55	112	268	117	59	142	318

・集团的個別指導

	保険医療機関等（単位：件）			
	医科	歯科	薬局	計
鳥取県	21	18	21	60
島根県	23	20	22	65
岡山県	87	0	61	148
広島県	150	117	115	382
山口県	58	52	57	167
合計	339	207	276	822

イ 適時調査の実施状況

	保険医療機関等（単位：件）			
	医科	歯科	薬局	計
鳥取県	43	0	0	43
島根県	46	0	0	46
岡山県	51	0	0	51
広島県	55	0	0	55
山口県	60	0	0	60
合計	255	0	0	255

ウ 監査の実施状況

	保険医療機関等（単位：件）				保険医等（単位：人）			
	医科	歯科	薬局	計	医科	歯科	薬局	計
鳥取県	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
島根県	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
岡山県	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
広島県	2 (2)	0 (1)	0 (0)	2 (3)	2 (0)	0 (1)	0 (0)	2 (1)
山口県	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合計	2 (2)	0 (1)	0 (0)	2 (3)	2 (0)	0 (1)	0 (0)	2 (1)

（注）（ ）内は、令和6年度に取消処分（取消相当含む。）した件数です。

エ 返還金の状況

	返 還 額（単位：千円）			
	指導によるもの	適時調査によるもの	監査によるもの	計
鳥取県	712	121	0	833
島根県	7,219	10,917	0	18,136
岡山県	17,023	12,053	4,159	33,235
広島県	3,749	20,071	14,112	37,932
山口県	245	0	0	245
合計	28,948	43,162	18,271	90,381

麻薬取締部門

15 麻薬取締部

(1) 薬物事犯の取締り

① 概要

ア 薬物事犯の取締り

麻薬取締部は、薬物犯罪に関する司法警察権を付与された麻薬取締官によって構成され、麻薬、大麻、覚醒剤、指定薬物及び模造医薬品などの薬物犯罪の取締りを行っています。

イ 各取締機関との連携

(ア) 麻薬取締協議会

麻薬取締部では、毎年、薬物犯罪の取締りに関する情報交換や薬物犯罪の具体例、手口や裁判事例の分析、捜査上の留意点等に対する協議等を行い、今後の取締りを効率的かつ効果的に行うため、厚生労働省、法務省、財務省、警察庁、海上保安庁及び中国地区管内の警察、税関、海上保安部等による「中国地区麻薬取締協議会」を開催しています。令和7年度は6月26日に山口県で開催しました。

(イ) 麻薬取締職員会議

上記の麻薬取締協議会に併せて、中国地区管内の県薬務主管課麻薬取締員による「中国地区麻薬取締職員会議」を開催し、医療用麻薬等の取締りや薬物乱用防止対策等に関する情報交換等を行い、各県との連携強化を図っています。

(ウ) その他会議

各県が毎年開催する薬物乱用対策推進地方本部会議、税関が各地区で開催する密輸出入取締対策地区協議会等の会議に出席して、薬物事犯取締対策・薬物乱用防止対策について、関係機関と協議しています。

(エ) 合同捜査

個々に取り扱う薬物事件については、その性質、内容により、必要に応じ、取締関係機関（警察、海上保安部、税関等）との合同捜査を行っています。

② 実績（令和 7 年）

・検挙件数、人員

法令別	件数	人員
覚醒剤取締法	10 件	14 人
麻薬及び向精神薬取締法（大麻関係）	28 件	33 人
麻薬及び向精神薬取締法	7 件	5 人
医薬品医療機器等法	0 件	0 人
麻薬特例法	2 件	2 人
計	47 件	54 人

・押収品目、数量

品目	数量
乾燥大麻	390.62 グラム
液体大麻	3041.7 グラム
覚醒剤	139.0 グラム
麻薬コカイン	2.1 グラム

（２）鑑定

① 概要

麻薬取締部では薬物犯罪を立証するため、薬物鑑定に関する以下のような業務を行っています。

- ・押収した薬物の定性分析及び定量分析
- ・生体試料（尿、汗、毛髪等）からの規制薬物の検出及び定性分析
- ・信頼性の高い鑑定手法の開発や、新たな規制薬物の鑑定方法の研究

② 実績（令和 7 年）

- ・鑑定嘱託件数…………… 194 件
- ・検体数…………… 226 検体

（３）正規麻薬等の指導・監督

① 免許、許可等

ア 概要

麻薬、向精神薬等は、すぐれた鎮痛効果等を有するものもありますが、その反面ひとたび乱用されると、個人の健康を害するだけでなく各種犯罪の誘因となるなど、公共の福祉に計り知れない危害をもたらす危険な薬物となります。

そこで、これら麻薬等が横流しされ乱用されないよう、その使用及び流通を正当な目的（医療及び学術研究）に関するもののみに限定してその取扱いを免許制、許

可制、登録制とし、麻薬等の乱用による保健衛生上の危害を防止しています。麻薬取締部では、これらの免許業務等を行っています。

イ 実績（令和 7 年）

種別	数量
免許関係（麻薬元卸業者等）	16 件
許可関係（麻薬譲渡等）	40 件
届出関係（麻薬等原料輸出入業者等）	57 件
麻薬等携帯輸出入	24 件

② 立入検査

ア 概要

麻薬取締部では、麻薬や向精神薬などを取り扱う施設（輸出入業者、製造製剤業者、卸売業者、小売業者、診療施設など）に対して立入検査を実施し、行政指導を通じてその取扱いの適正を図っています。

イ 実績（令和 7 年）

種別	数量
麻薬	100 件
向精神薬	91 件
覚醒剤、覚醒剤原料	56 件
医薬品医療機器等関係	0 件

③ 事故麻薬等

ア 概要

麻薬、向精神薬、覚醒剤等の盗難、所在不明及びその他の事故については、麻薬及び向精神薬取締法等の規定に基づき、厚生労働大臣、地方厚生局長又は都道府県知事に届け出ることになっており、再発防止のため麻薬取締官や麻薬取締員等が事故の内容を調査し、指導しています。また、犯罪の疑いがある場合には捜査に着手することもあります。

イ 件数（令和 7 年）

種別	滅失	所在不明	盗取	その他
麻薬	369 件	11 件	0 件	58 件
向精神薬	0 件	0 件	1 件	1 件
麻薬等原料	0 件	0 件	0 件	3 件
覚醒剤	0 件	0 件	0 件	0 件
覚醒剤原料	0 件	2 件	0 件	3 件

(4) 国庫帰属麻薬等の処分

① 概要

犯罪捜査等により押収された麻薬等は、刑事手続等が終了後、いったん国庫に帰属し、その大部分は廃棄処分となります。研究用等として必要な薬物は、厚生労働大臣の許可を得て研究用等に再利用する場合があります。麻薬取締部は、これら麻薬等の引継ぎ・廃棄・再交付事務等の業務を行っています。

② 実績（令和7年度）

・国庫帰属受理件数・・・・・・・・・・・・・・・・ 359件

※広島地方検察庁、神戸税関広島空港税関支署等からの引継ぎ

(5) 再乱用防止支援事業等

① 再乱用防止支援事業

ア 概要

麻薬取締部では、当部又は関係機関が検挙した保護観察の付かない執行猶予者（初犯者等）や初犯者等以外の薬物乱用者のうち自ら薬物との関係を断ちたいと真摯に望む者や、その家族を対象に、再乱用防止支援員（精神保健福祉士、公認心理師等の専門資格を有する非常勤職員）による面談やワークブックを使用した断薬プログラムの実施等といった再乱用防止支援事業に取り組んでいます。

また再乱用防止支援に関する専用窓口として「(電話)082-218-5151」を設置し、支援を希望する方々からの相談等に対応しています。

イ 実績（令和7年度）

再乱用防止対策プログラム実施件数・・・・・・・・ 284件（のべ件数）

② 相談電話

ア 概要

①とは別に、「麻薬・覚醒剤相談電話082-228-8974」により、薬物に関する事で悩まされている方々の相談に対応し、その内容・意向に応じた助言を行っています。

イ 実績（令和7年）

相談電話受理件数・・・・・・・・・・・・ 41件

③ 薬物中毒対策連絡会議

毎年、四国厚生支局麻薬取締部と交互に関係機関（医療、取締、行政機関）との「中国四国地区薬物中毒対策連絡会議」を開催し、薬物依存・中毒者の治療、社会復帰支援にかかる情報・意見交換を通じて、関係機関との連携強化を図っています。令和7年度は9月1日に香川県で開催しました。

(6) 薬物乱用防止啓発活動

① 薬物乱用防止教室等への講師派遣

ア 概要

薬物乱用を防止するためには、新たな乱用者を作らない社会環境を醸成する必要があります。このために、麻薬取締官を学校、各種団体等が主催する薬物乱用防止教室等に派遣しています。

イ 実績（令和7年度）

- ・講師（麻薬取締官）を派遣した団体…………… 24 団体
- ・対象者数…………… 1, 878 人

② 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動

ア 概要

薬物乱用を根絶することを目指した「国連薬物乱用根絶宣言」の支援事業の一環として、官民一体となり国内外における薬物乱用防止に資するための活動を行っています。

イ 実績（令和7年度）

「ダメ。ゼッタイ。」普及運動（6月20日～7月19日）を全国で展開し、高校生や関係団体などのボランティアの協力のもと、薬物乱用防止の呼びかけや、「ダメ。ゼッタイ。」国連支援募金活動を実施しています。

令和7年度は、6月22日、広島駅南口地下広場にて街頭キャンペーンを実施しました。

③ 不正大麻・けし撲滅運動

ア 概要

毎年、5月1日から6月30日までの間を「不正大麻・けし撲滅運動」期間とし、ポスター、リーフレット等を掲示・配布するとともに、関係機関と協力して自生大麻・けしの発見・除去を行っています。

イ 実績（令和7年度）

- ・除去した「けし」…………… 91, 486 本

※当厚生局管内集計

④ 麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動

ア 概要

違法薬物の乱用による弊害を広く国民に周知し、国民一人一人の認識を高めるため、毎年麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動を実施しています。

イ 実績（令和7年度）

麻薬取締部では、毎年、四国厚生支局麻薬取締部と交互に薬物乱用防止地区大会を実施しており、令和7年度は10月27日に徳島県で大会を開催し、薬物乱用防止功労者に対する表彰や薬物乱用防止にかかる講演等を行いました。

Ⅲ 参考資料

1 総務部門

◆ 年金管理課

- ① 中国管内の学生納付特例事務法人及び教育施設（令和 8 年 3 月末現在）
 - ・ 学生納付特例事務法人
 - ・ 学生納付特例事務取扱教育施設
- ② 中国管内の保険料納付確認団体（令和 8 年 3 月末現在）

2 健康福祉部門

◆ 健康福祉課

- ① （生活保護法）指定医療機関一覧
- ② 管理栄養士養成施設一覧、栄養士養成施設一覧
- ③ 科目確認大学等（社会福祉士）、介護福祉士学校一覧、福祉系高等学校一覧

◆ 医事課

- ① 歯科医師臨床研修施設（単独型・管理型）一覧（令和 8 年 4 月 1 日現在）

◆ 食品衛生課

- ① （資料 1）輸出食品認定施設
- ② （資料 2）食品衛生法に基づく登録検査機関一覧

◆ 保険年金課

- ① 令和 7 年度に認可・承認された確定給付企業年金規約一覧
- ② 令和 7 年度に承認された確定拠出年金企業型年金規約一覧

◆年金管理課

① 中国管内の学生納付特例事務法人及び学生納付特例事務取扱教育施設

・学生納付特例事務法人

令和8年3月31日現在

県 名	指 定 年月日	事務法人名	所在地	対象学校名
鳥取県	H20.7.1	学校法人 藤田学院	倉吉市福庭8 5 4	・鳥取短期大学 ・鳥取看護大学
	R2.3.30	国立大学法人 鳥取大学	鳥取市湖山町南4－1 0 1	鳥取大学
	R3.12.1	一般社団法人 鳥取県東部歯科医師会	鳥取市富安2－8 4	鳥取歯科技工専門学校
島根県	H24.4.1	学校法人 山陰理容美容学園	松江市西津田2－1 5－5	松江理容美容専門学校
	H27.2.24	一般社団法人 島根県歯科医師会	松江市南田町1 4 1－9	島根県歯科技術専門学校
	H27.4.17	学校法人 澤田学園	松江市上大野町2 0 8 1－4	松江総合医療専門学校
	H28.6.13	学校法人 坪内学園	松江市東朝日町7 4	専門学校坪内総合ビジネスカレッジ
岡山県	H20.4.21	学校法人 川崎学園	倉敷市松島5 7 7	・川崎医科大学 ・川崎医療福祉大学 ・川崎医療短期大学
	H20.4.21	学校法人 九曜学園	倉敷市松島6 7 2	川崎リハビリテーション学院
	H20.4.22	学校法人 志学学園	岡山市中区平井6－6－1 1	ワールドオプティカルカレッジ
	H20.5.1	学校法人 原田学園	倉敷市有城7 8 7	・岡山学院大学 ・岡山短期大学
	H22.4.28	学校法人 旭川荘	岡山市北区祇園8 6 6	・旭川荘厚生専門学院 ・旭川荘厚生専門学院吉井川キャンパス
	H26.10.1	公立大学法人 新見公立大学	新見市西方1 2 6 3－2	新見公立大学
	H27.5.1	学校法人 岡山科学技術学園	岡山市北区昭和町8－1 0	岡山科学技術専門学校
	R2.9.1	学校法人 三友学園	岡山市北区駅元町1－4 ターミナルスクエア内	専門学校 岡山情報ビジネス学院
	R2.9.1	学校法人 せとうち	瀬戸内市邑久町尻海2 9 6 8	日本ITビジネスカレッジ
	R2.9.9	学校法人 就実学園	岡山市中区西川原1－6－1	・就実大学 ・就実短期大学
	R2.10.9	学校法人 朝日医療学園	岡山市北区奉還町2－7－1	・朝日医療大学校 ・朝日医療専門学校広島校
	R4.8.15	公益財団法人 中国四国酪農大学校	真庭市蒜山西茅部6 3 2	中国四国酪農大学校
	R4.9.14	学校法人 小土井学園	倉敷市寿町1 0－5	専門学校 倉敷ビューティーカレッジ
	R4.11.2	学校法人 本山学園	岡山市北区大供3－2－1 8	・岡山医療専門職大学 ・インターナショナル岡山歯科衛生専門学校 ・西日本調理製菓専門学校
	R6.2.6	学校法人 アジアの風	岡山市北区舟橋町2－1 0	各種学校 岡山外語学院
	R6.12.19	学校法人 貝畑学園	岡山市北区田町一丁目1 番9 号	・専門学校 岡山ビジネスカレッジ ・専門学校 岡山ビューティーモード
広島県	H20.5.15	学校法人 比治山学園	広島市東区牛田新町4－1－1	比治山大学 比治山大学短期大学部
	H22.4.1	公立大学法人 広島市立大学	広島市安佐南区大塚東3－4－1	広島市立大学
	H27.5.1	学校法人 安田学園	広島市安佐南区安東6－1 3－1	・安田女子大学 ・安田女子短期大学
	H29.1.4	一般社団法人 呉市医師会	呉市朝日町1 5－2 4	呉市医師会看護専門学校
	H29.11.10	学校法人 山中学園	三原市深町1 1 8 3	三原国際外語学院
	R2.3.30	広島県公立大学法人	広島市南区字品東1－1－7 1	・県立広島大学 ・叡啓大学
	R2.8.1	学校法人 穴吹学園	福山市東町2－3－6	・穴吹ビジネス専門学校 ・穴吹国際みらい専門学校 ・穴吹調理製菓専門学校 ・穴吹デザイン専門学校
	R2.9.1	学校法人 ダイキ学園	広島市東区牛田新町3－1 5－3 8	ウェルテック専門学校広島校
	R2.9.9	学校法人 三宅学園	安芸郡海田町日の出町5－2 7	広島デンタルアカデミー専門学校
	R2.10.9	学校法人 武田学園	広島市安佐北区可部東1－2－1	広島文教大学
	R2.12.1	学校法人 木村学園	広島市中区上幟町8－1 8	・トリニティカレッジ広島医療福祉専門学校 ・トリニティカレッジ出雲医療福祉専門学校
	R3.3.19	学校法人 教文学園	福山市城見町2－2－8	・教文外語専門学校 ・広島アカデミー
	R4.5.19	学校法人 広島女学院	広島市東区牛田東4－1 3－1	広島女学院大学
	R4.8.17	一般社団法人 広島県歯科医師会	広島市東区二葉の里3－2－4	広島高等歯科衛生士専門学校
	R5.3.3	学校法人 広島理容美容学園	広島市中区国泰寺町1－8－2 4	広島県理容美容専門学校
	R7.6.30	学校法人 みらい学園	広島県三原市本郷町上北方2 9 2 2	三原日本語学校

県 名	指 定 年月日	事務法人名	所在地	対象学校名
山口県	H26.4.7	専門学校さくら国際言語教育学院	萩市大字椿東 3 0 0 0 - 1 0	さくら国際言語教育学院
	R2.11.25	公立大学法人 山口県立大学	山口市桜島 3 - 2 - 1	山口県立大学
	R3.4.1	学校法人 香川学園	宇部市文京台 2 - 1 - 1	・宇部フロンティア大学 ・宇部フロンティア大学短期大学部
	R3.12.1	学校法人 山口コア学園	山口市富田原町 2 - 2 3	・山口コアカレッジ ・山口コ・メディカル学院

・学生納付特例事務取扱教育施設

県 名	指 定 年月日	教育施設名	所在地
鳥取県	H20.6.13	鳥取県立農業大学校	倉吉市関金町大鳥居 1 2 3 8
	H24.11.22	鳥取県立歯科衛生専門学校	鳥取市吉方温泉 3 - 7 5 1 - 5

(注) 国又は地方公共団体が設置する教育施設から取扱申出があったもの。

② 中国管内の保険料納付確認団体

令和8年3月31日現在

県 名	指 定 年月日	団体名	所在地
広島県	H20.8.1	社団法人 広島県歯科医師会	広島市中区富士見町 1 1 - 9

◆ 健康福祉課

①（生活保護法）指定医療機関一覧

令和8年3月31日現在

	医療機関名	所在地
1	独立行政法人国立病院機構米子医療センター	鳥取県米子市車尾 4-1 7-1
2	独立行政法人国立病院機構鳥取医療センター	鳥取県鳥取市三津 8 7 6
3	鳥取大学医学部附属病院	鳥取県米子市西町 3 6-1
4	独立行政法人労働者健康安全機構山陰労災病院	鳥取県米子市皆生新田 1-8-1
5	独立行政法人国立病院機構浜田医療センター	島根県浜田市浅井町 7 7 7-1 2
6	独立行政法人国立病院機構松江医療センター	島根県松江市上乃木 5-8-3 1
7	島根大学医学部附属病院	島根県出雲市塩冶町 8 9-1
8	独立行政法人地域医療機能推進機構玉造病院	島根県松江市玉湯町湯町 1-2
9	独立行政法人国立病院機構岡山医療センター	岡山県岡山市北区田益 1 7 1 1-1
10	独立行政法人国立病院機構南岡山医療センター	岡山県都窪郡早島町早島 4 0 6 6
11	国立療養所長島愛生園	岡山県瀬戸内市邑久町虫明 6 5 3 9
12	国立療養所邑久光明園	岡山県瀬戸内市邑久町虫明 6 2 5 3
13	独立行政法人労働者健康安全機構岡山ろうさい病院	岡山県岡山市南区築港緑町 1-1 0-2 5
14	岡山大学病院	岡山県岡山市北区鹿田町 2-5-1
15	独立行政法人労働者健康安全機構 吉備高原医療リハビリテーションセンター	岡山県加賀郡吉備中央町吉川 7 5 1 1
16	独立行政法人国立病院機構呉医療センター	広島県呉市青山町 3-1
17	独立行政法人国立病院機構広島西医療センター	広島県大竹市玖波 4-1-1
18	独立行政法人国立病院機構福山医療センター	広島県福山市沖野上町 4-1 4-1 7

	医療機関名	所在地
19	独立行政法人国立病院機構賀茂精神医療センター	広島県東広島市黒瀬町南方 9 2
20	独立行政法人国立病院機構東広島医療センター	広島県東広島市西条町寺家 5 1 3
21	広島大学病院	広島県広島市南区霞 1 - 2 - 3
22	独立行政法人労働者健康安全機構中国労災病院	広島県呉市広多賀谷 1 - 5 - 1
23	独立行政法人国立病院機構関門医療センター	山口県下関市長府外浦町 1 - 1
24	独立行政法人国立病院機構岩国医療センター	山口県岩国市愛宕町 1 - 1 - 1
25	独立行政法人国立病院機構山口宇部医療センター	山口県宇部市東岐波 6 8 5
26	独立行政法人国立病院機構柳井医療センター	山口県柳井市伊保庄 9 5
27	独立行政法人労働者健康安全機構山口労災病院	山口県山陽小野田市大字小野田 1 3 1 5 - 4
28	山口大学医学部附属病院	山口県宇部市南小串 1 - 1 - 1
29	独立行政法人地域医療機能推進機構徳山中央病院	山口県周南市孝田町 1 - 1
30	独立行政法人地域医療機能推進機構下関医療センター	山口県下関市上新地町 3 - 3 - 8
31	独立行政法人国立病院機構とくしま医療センター西病院	徳島県吉野川市鴨島町敷地 1 3 5 4
32	独立行政法人国立病院機構とくしま医療センター東病院	徳島県板野郡板野町大寺字大向北 1 - 1
33	徳島大学病院	徳島県徳島市蔵本町 2 - 5 0 - 1
34	独立行政法人国立病院機構四国こどもとおとなの医療センター	香川県善通寺市仙遊町 2 - 1 - 1
35	独立行政法人国立病院機構高松医療センター	香川県高松市新田町乙 8
36	国立療養所大島青松園	香川県高松市庵治町 6 0 3 4 - 1
37	独立行政法人労働者健康安全機構香川労災病院	香川県丸亀市城東町 3 - 3 - 1
38	香川大学医学部附属病院	香川県木田郡三木町池戸 1 7 5 0 - 1
39	独立行政法人地域医療機能推進機構りつりん病院	香川県高松市栗林町 3 - 5 - 9

	医療機関名	所在地
40	独立行政法人国立病院機構四国がんセンター	愛媛県松山市南梅本町甲 1 6 0
41	独立行政法人国立病院機構愛媛医療センター	愛媛県東温市横河原 3 6 6
42	独立行政法人労働者健康安全機構愛媛労災病院	愛媛県新居浜市南小松原町 1 3 - 2 7
43	愛媛大学医学部附属病院	愛媛県東温市志津川 4 5 4
44	独立行政法人地域医療機能推進機構宇和島病院	愛媛県宇和島市賀古町 2 - 1 - 3 7
45	独立行政法人国立病院機構高知病院	高知県高知市朝倉西町 1 - 2 - 2 5
46	高知大学医学部附属病院	高知県南国市岡豊町小蓮 1 8 5 - 1
47	独立行政法人地域医療機能推進機構高知西病院	高知県高知市神田 3 1 7 - 1 2

② 管理栄養士養成施設一覧

令和8年3月31日現在

	県名	設置者	名称	所在地	昼夜通 の別等	修業年限	入学定員
1	島根県	公立大学法人 島根県立大学	島根県立大学 看護栄養学部健康栄養学科	出雲市西林木町151	昼間	4年	40
2	岡山県	学校法人 ノートルダム清心学園	ノートルダム清心女子大学 人間生活学部食品栄養学科	岡山市北区伊福町2-16-9	昼間	4年	80
3		公立大学法人 岡山県立大学	岡山県立大学 保健福祉学部栄養学科	総社市窪木111	昼間	4年	40
4		学校法人 川崎学園	川崎医療福祉大学 医療技術学部臨床栄養学科	倉敷市松島288	昼間	4年	50
5		学校法人 美作学園	美作大学 生活科学部食物学科	津山市北園町50	昼間	4年	80
6		学校法人 中国学園	中国学園大学 現代生活学部人間栄養学科	岡山市北区庭瀬83	昼間	4年	50
7		学校法人 原田学園（岡山県）	岡山学院大学 デジタル生活学部フードマネジメント学科	倉敷市有城787	昼間	4年	40
8		学校法人 作陽学園	くらしき作陽大学 食文化学部栄養学科	倉敷市玉尾長尾3515	昼間	4年	80
9	広島県	学校法人 武田学園	広島文教大学 人間科学部人間栄養学科	広島市安佐北区可部東1-2-1	昼間	4年	70
10		学校法人 広島女学院	広島女学院大学 人間生活学部管理栄養学科	広島市東区牛田東4-13-1	昼間	4年	60
11		学校法人 安田学園	安田女子大学 家政学部管理栄養学科	広島市安佐南区安東6-13-1	昼間	4年	120
12		広島県 公立大学法人	県立広島大学 地域創生学部地域創生学科健康科学コース	広島市南区宇品東1-1-71	昼間	4年	35
13		学校法人 福山大学	福山大学 生命工学部健康栄養科学科	福山市学園町1三蔵	昼間	4年	40
14		学校法人 常翔学園	広島国際大学 健康科学部医療栄養学科	呉市広古新開5-1-1	昼間	4年	60
15		学校法人 比治山大学	比治山大学 健康栄養学部管理栄養学科	広島市東区牛田新町4-1-1	昼間	4年	70
16		学校法人 修道学園	広島修道大学 健康科学部健康栄養学科	広島市安佐南区大塚東1-1-1	昼間	4年	80
17	山口県	公立大学法人 山口県立大学	山口県立大学 看護栄養学部栄養学科	山口市桜畠6-2-1	昼間	4年	42
18		学校法人 東亜大学学園	東亜大学 医療学部健康栄養学科管理栄養士専攻	下関市一の宮学園町2-1	昼間	4年	25

栄養士養成施設一覧

令和8年3月31日現在

	県名	設置者	名称	所在地	昼夜通 の別等	修業年限	入学定員
1	鳥取県	学校法人 藤田学院	鳥取短期大学 生活学科食物栄養専攻	倉吉市福庭854	昼間	2年	40
2			鳥取短期大学 専攻科食物栄養専攻		【専攻 科】	3(1)年	10
3	島根県	学校法人 タビチ学園	松江栄養調理製菓専門学校 専門課程栄養士科	松江市伊勢宮町520-8	昼間	2年	40
4	岡山県	学校法人 美作学園	美作大学短期大学部 栄養学科	津山市北園町50	昼間	2年	50
5		学校法人 作陽学園	くらしき作陽大学 食文化学部食マネジメント学科	倉敷市玉島長尾3515	昼間	4年	50
6		学校法人 山陽学園	山陽学園短期大学 健康栄養学科	岡山市中区平井1-14-1	昼間	2年	70
7	広島県	学校法人 広島文化学園	広島文化学園短期大学 食物栄養学科	広島市安佐南区長束西3-5-1	昼間	2年	40
8		学校法人 山陽女学園	山陽女子短期大学 食物栄養学科栄養管理コース	廿日市市佐方本町1-1	昼間	2年	20
9	山口県	学校法人 香川学園	宇部フロンティア大学短期大学部 食物栄養学科	宇部市文京台2-1-1	昼間	2年	40
10		学校法人 河野学園	下関短期大学 栄養健康学科	下関市桜山町1-1	昼間	2年	20

（注）昼夜通の別等欄【専攻科】は、学位授与機構認定専攻科で、修業年限欄（ ）は、専攻科のみの修業年限。

③ 科目確認大学等（社会福祉士）

令和8年3月31日現在

	県名	設置者	名称	所在地	昼夜通 の別等	修業年限	入学定員
1	島根県	国立大学法人 島根大学	島根大学 人間科学部人間科学科福祉社会コース	松江市西川津町1060	昼間	4年	25
2	岡山県	学校法人 川崎学園	川崎医療福祉大学 医療福祉学部医療福祉学科ソーシャルワークコース	倉敷市松島288	昼間	4年	96
3		学校法人 ノートルダム清心学園	ノートルダム清心女子大学 人間生活学部人間生活学科	岡山市北区伊福町2-16-9	昼間	4年	30
4		学校法人 美作学園	美作大学 生活科学部社会福祉学科	津山市北園町50	昼間	4年	50
5		公立大学法人 岡山県立大学	岡山県立大学 保健福祉学部現代福祉学科社会福祉学コース	総社市窪木111	昼間	4年	35
6		公立大学法人 新見公立大学	新見公立大学 健康科学部地域福祉学科	新見市西方1263-2	昼間	4年	50
7	広島県	学校法人 武田学園	広島文教大学 人間科学部人間福祉学科	広島市安佐北区可部東1-2-1	昼間	4年	80
8		学校法人 広島文化学園	広島文化学園大学 人間健康学部スポーツ健康福祉学科	安芸郡坂町平成ヶ浜3-3-20	昼間	4年	40
9		広島県 公立大学法人	県立広島大学 保健福祉学部保健福祉学科人間福祉学コース	三原市学園町1-1	昼間	4年	40
10		学校法人 常翔学園	広島国際大学 健康科学部医療福祉学科	東広島市黒瀬学園台555-36	昼間	4年	100
11			広島国際大学 健康科学部社会学科社会福祉学専攻		昼間	4年	40
12		学校法人 福山大学	福山平成大学 福祉健康学部福祉学科	福山市御幸町上岩成正戸117-1	昼間	4年	60
13		学校法人 中川学園	広島福祉専門学校 社会福祉科	安芸郡海田町大正町2-27	昼間	4年	20
14	山口県	公立大学法人 周南公立大学	周南公立大学 福祉情報学部人間コミュニケーション学科社会福祉コース	周南市学園台843-4-2	昼間	4年	40
15			周南公立大学 人間健康科学部福祉学科		昼間	4年	60
16		公立大学法人 山口県立大学	山口県立大学 社会福祉学部社会福祉学科	山口市桜島6-2-1	昼間	4年	87
17		学校法人 菅原学園	至誠館大学 現代社会学部現代社会学科	萩市榎東浦田5000	昼間	4年	20
18		学校法人 東亜大学学園	東亜大学 医療学部医療工学科医療福祉コース	下関市一の宮学園町2-1	昼間	4年	40

介護福祉士学校一覧

令和8年3月31日現在

	県名	設置者	名称	所在地	昼夜通 の別等	修業年限	入学定員
1	島根県	学校法人 みどり学園	大阪健康福祉短期大学 地域総合介護福祉学科	安来市広瀬町広瀬753-15	昼間	2年	20
2	岡山県	公立大学法人 岡山県立大学	岡山県立大学 保健福祉学部現代福祉学科介護福祉マネジメント学コース	総社市窪木111	昼間	4年	10
3		公立大学法人 新見公立大学	新見公立大学 健康科学部地域福祉学科	新見市西方1263-2	昼間	4年	50
4		学校法人 中国学園	中国短期大学 総合生活学科生活福祉コース	岡山市北区庭瀬83	昼間	2年	20
5		学校法人 川崎学園	川崎医療短期大学 医療介護福祉学科	岡山市北区中山下2-1-70	昼間	3年	50
6		学校法人 美作学園	美作大学短期大学部 専攻科介護福祉専攻	津山市北園町50	昼間	1年	20
7	広島県	学校法人 武田学園	広島文教大学 人間科学部人間福祉学科介護福祉コース	広島市安佐北区可部東1-2-1	昼間	4年	20
8		学校法人 福山大学	福山平成大学 福祉健康学部福祉学科介護福祉専攻	福山市御幸町上岩成正戸117-1	昼間	4年	20
9		学校法人 常翔学園	広島国際大学 健康科学部医療福祉学科介護福祉学専攻	東広島市黒瀬学園台555-36	昼間	4年	20
10	山口県	公立大学法人 周南公立大学	周南公立大学福祉情報学部人間コミュニケーション学科 社会福祉コース介護福祉専攻	周南市学園台843-4-2	昼間	4年	20
11		学校法人 東亜大学学園	東亜大学 医療学部医療工学科医療福祉コース	下関市一の宮学園町2-1	昼間	4年	40

福祉系高等学校一覧

令和8年3月31日現在

	県 名	設 置 者	名 称	所 在 地	昼夜通 の別等	修業年限	入学定員
1	鳥取県	鳥取県	鳥取県立境港総合技術高等学校 福祉学科福祉科介護類型	境港市竹内町 9 2 5	昼間	3年	38
2	島根県	学校法人 益田永島学園	明誠高等学校 福祉科	益田市三宅町 7 - 3 7	昼間	3年	40
3	岡山県	岡山県	岡山県立倉敷中央高等学校 福祉科	倉敷市西富井 1 3 8 4	昼間	3年	40
4		学校法人 美作学園	岡山県美作高等学校 普通科福祉医療コース	津山市山北 5 0 0	昼間	3年	30
5	広島県	広島県	広島県立黒瀬高等学校 福祉科	東広島市黒瀬町乃美尾 1	昼間	3年	40
6	山口県	山口県	山口県立周防大島高等学校 福祉専攻科	大島郡周防大島町久賀 4 8 5 1 - 2	昼間	2年	20
7		学校法人 山口中村学園	山口中村学園高等学校 福祉科福祉コース	山口市駅通り 1 - 1 - 1	昼間	3年	40
8		学校法人 樺蔭学園	聖光高等学校 社会福祉科	光市光井 9 - 2 2 - 1	昼間	3年	25

◆医事課

① 歯科医師臨床研修施設（単独型・管理型）一覧

令和8年4月1日現在

単独型・管理型臨床研修施設

都道府県	施設番号	施設名称
鳥取県	050081	鳥取大学医学部附属病院
島根県	050082	島根大学医学部附属病院
	051136	島根県立中央病院
岡山県	050025	岡山大学病院
	051267	医療生協 水島歯科診療所
	110094	しんくら歯科医院
広島県	050026	広島大学病院
	060146	国家公務員共済組合連合会 呉共済病院
	060218	広島赤十字・原爆病院
	070031	県立広島病院
	080011	広島県厚生農業協同組合連合会 広島総合病院
	080017	独立行政法人労働者健康福祉機構 中国労災病院
	090005	地方独立行政法人広島市立病院機構 広島市立北部医療センター安佐市民病院
	110108	医療法人社団湧泉会 ひまわり歯科
山口県	050084	山口大学医学部附属病院
	051105	独立行政法人地域医療機能推進機構 徳山中央病院
徳島県	050027	徳島大学病院
香川県	050085	香川大学医学部附属病院
	050195	香川県立中央病院
	050196	三豊総合病院
	050785	医療法人 優心会 大塚歯科医院
	051675	医療法人社団 しん治歯科医院
愛媛県	050086	愛媛大学医学部附属病院
	050786	医療法人仁和会 カナザキ歯科
	180002	社会福祉法人恩賜財団済生会西条病院
高知県	050087	高知大学医学部附属病院
	051069	高知県・高知市病院企業団立高知医療センター

◆食品衛生課

① 輸出食品認定施設

・EU向け輸出水産食品認定施設

令和8年3月末現在

	都道府県等	認定施設名	所在地	輸出品目	認定番号
1	岡山県	備前化成株式会社	岡山県赤磐市徳富363	精製魚油	3370001
2	広島市	株式会社大崎水産	広島県広島市西区草津港 1 丁目 9 番 39 号	蒲鉾	3404001
3		協和冷蔵株式会社	広島県広島市西区草津港 1 丁目 6 番 10 号	大崎水産で加工する原料（すり身）の保管	3404002CS
4	愛媛県	マルトモ株式会社本社工場	愛媛県伊予市米湊 1696 番地	削りぶし	CS23001

・米国向け輸出水産食品認定施設

令和8年3月末現在

	都道府県等	認定施設名	所在地	輸出品目	認定番号
1	鳥取県	ADEKAファインフーズ株式会社	鳥取県境港市竹内団地207番地	カニ加工品	3154001
2		弓ヶ浜水産株式会社本社工場	鳥取県境港市竹内団地205番地	冷凍養殖銀鮭フィレ 冷凍養殖銀鮭トリムC（骨なし） 冷凍養殖銀鮭トリムE（骨なし、皮なし）	3154003
3	倉敷市	株式会社カモ井デリカ	岡山県倉敷市中島1138	はたてのうま煮	3334001
4	広島市	株式会社大崎水産	広島県広島市西区草津港 1 丁目 9 番 39 号	風味かまぼこ	3409001
5		三島食品株式会社広島工場	広島県広島市中区南吉島 2 丁目 1 番 53 号	鰹と胡麻のふりかけ	3409003
6		株式会社山崎水産	広島県広島市西区草津港 1 丁目 9-19	魚肉ねり製品	CS23001
7	呉市	呉鯨工株式会社	広島県呉市光町 6 - 36	ゆでだこ	3435001
8	愛媛県	マルトモ株式会社第二工場	愛媛県伊予市下吾川字馬塚992 - 3	かつお削りぶし	3856001
9		マルトモ株式会社本社工場	愛媛県伊予市米湊1696番地	削り節	3856004
10		マルトモ株式会社チルド工場	愛媛県伊予市本都町田53番地 1	くらげ及びいか加工品	3856005
11		ヤマキ株式会社本社工場	愛媛県伊予市米湊1698番地 6	削りぶし （味一番花かつお50g輸出、徳一番花かつお100g輸出、かつお削りぶし500g輸出、EXPORTカツオバック#5N）	3856006
12		キョクヨーフーズ株式会社	愛媛県北宇和郡松野町延野々830	冷凍魚肉練り製品（オーシャンキングサラダタイプ、オーシャンキングナックルタイプ、オーシャンキングシュレッダー、オーシャンキングスティックタイプ、オーシャンキングファイバータイプ、オーシャンキング花咲タイプ、オーシャンキングの極）	3863001

・韓国向け輸出水産食品認定施設

令和8年3月末現在

	都道府県等	認定施設名	所在地	取扱品目	認定番号
1	下関市	林兼冷蔵株式会社	山口県下関市細江新町3番30号	冷凍タラチョウ、冷凍タラチュウ、冷凍イカ卵胞腺、冷凍タラ白子	KR0036
2		林兼冷蔵株式会社 第二冷凍工場	山口県下関市大和町2丁目6番1号	冷凍タラチョウ、冷凍タラチュウ、冷凍イカ卵胞腺、冷凍タラ白子	KR0037
3		株式会社松岡 下関第 3 物流センター	山口県下関市東大和町2-14-1	冷凍アカイカの白子	KR0048
4		株式会社松岡 下関第 5 物流センター	山口県下関市東大和町2-19-33	冷凍アカイカの白子	KR0049
5	愛媛県	株式会社オンスイ 愛媛工場	愛媛県宇和島市下波4419	冷凍ぶりカマ	KR0063
6		イヨスイ株式会社 加工処ふたな	愛媛県宇和島市坂下津丙10-2	冷凍ブリカマ	KR0081
7		株式会社宇和島海道 明浜工場	愛媛県西予市明浜町渡江26番地 6	冷凍ブリ（カマ、あご肉）、冷凍カンパチ（カマ、あご肉）、冷凍真鯛（カマ、あご肉）	KR0119

・中国向け輸出水産食品認定施設

令和8年3月末現在

	都道府県等	認定施設名	所在地	輸出品目	認定番号
1	鳥取県	有限会社 カンダ技工	鳥取県境港市竹内団地269番地	－	CN100466
2		弓ヶ浜水産株式会社 本社工場	鳥取県境港市竹内団地205番地	－	CN100667
3		株式会社 上野水産 セレクター工場（手続中）	鳥取県境港市昭和町5-5	－	CN100828
4		株式会社オーク本社 第二工場（手続中）	鳥取県境港市竹内団地208-3	－	CN100858
5		共和産業 株式会社	鳥取県境港市昭和町 1 3 - 2 1	－	CN110499
6		友田セーリング株式会社第二工場	鳥取県境港市昭和町31-1	－	CN110989
7	島根県	株式会社香り芽本舗	島根県出雲市多伎町口田儀908番地1	－	CN100356
8		株式会社ふると海士	島根県隠岐郡海士町大字福井1524-1	－	CN100545
9		株式会社大磯 本社工場	島根県浜田市原井町3050-20	－	CN100722
10		株式会社大磯 珍味工場	島根県浜田市原井町3050-55	－	CN100723
11		福田水産株式会社 第2工場	島根県浜田市原井町 3050-15	－	CN110861
12	岡山県	勇和水産 第3工場	岡山県笠岡市北木島町8740-28	－	CN100716
13		東海シープロ株式会社はりまフレッシュ事業部	岡山県備前市日生町寒河380-75	－	CN100717
14		不動産水産株式会社岡山工場（手続中）	岡山県浅口市寄島町12094-5	－	CN100852
15		株式会社紀文西日本 岡山総社工場	岡山県総社市井尻野 7 0 0	－	CN111242
16	岡山市	島乃香株式会社岡山工場（手続中）	岡山県岡山市中区藤崎701-4	－	CN100775
17	倉敷市	丸玉水産 株式会社	岡山県倉敷市玉島乙島 4 9 0 3	－	CN111350
18	広島県	広島海苔株式会社 海田第一工場	広島県安芸郡海田町曾田6-53	－	CN100085
19		尾道海産株式会社	広島県尾道市高須町4865-10	－	CN100117
20		株式会社 川廣	広島県大竹市港町2-5-10	－	CN100344
21		合同会社 坂本	広島県尾道市東尾道7-2	－	CN100380
22		不動産水産株式会社小田原団地工場	広島県三原市沼田西町小原200-82	－	CN100508
23		株式会社山石	広島県尾道市吉和町4904-1	－	CN100531
24		丸大食品株式会社 広島工場	広島県三次市粟屋町3185-2	－	CN100599
25		まるか食品株式会社	広島県尾道市美ノ郷町本郷455-10	－	CN100735
26		川崎水産株式会社（手続中）	広島県廿日市市地御前5-3-17	－	CN100837
27		タカノ食品 株式会社 小原団地工場	広島県三原市沼田西町小原字200-82	－	CN110060
28		タカノ食品 株式会社 府中工場	広島県府中市府川町209番地	－	CN110061
29		国広水産 株式会社	広島県尾道市東尾道15-13	－	CN110183
30		(有) 前水産	広島県江田島市能美町鹿川3441-45	－	CN111066
31		白地水産株式会社	広島県江田島市能美町鹿川字大矢5114-1	－	CN111127
32		かなわ水産株式会社 深江工場	広島県江田島市大柿町深江337-6	－	CN111284
33		田中食品株式会社 広島工場	広島県廿日市市峠245-45	－	CN111293
34	広島市	協和冷蔵株式会社 本社広島物流センター	広島県広島市西区草津港1丁目6番10号	－	CN100029
35		株式会社山崎水産	広島県広島市西区草津港一丁目9番19号	－	CN100204
36		株式会社ニチレイ・ロジスティクス中四国 広島物流センター	広島県広島市西区草津港1-7-3	－	CN100398
37		株式会社広島魚商	広島県広島市西区草津港1-7-3	－	CN100399
38		株式会社三幸産業	広島県広島市安佐北区上深川町122-3	－	CN100424
39		フレッシュヒロワ株式会社	広島県広島市西区扇2丁目1番9号	－	CN100559
40		丸二株式会社（手続中）	広島県広島市中区光南6丁目2-44	－	CN100834
41		株式会社日之出水産	広島県広島市東区曙4-1-5	－	CN111173
42		株式会社 大崎水産	広島県広島市西区草津港 1 丁目 9 - 3 9	－	CN111174

43	呉市	株式会社スグル食品郷原工場	広島県呉市郷原町12520-308	-	CN100431
44		株式会社すぐる	広島県呉市広末広1-3-31	-	CN100574
45		株式会社北吉シーフーズ	広島県呉市倉橋町字納9671番地3	-	CN100586
46		倉橋島海産株式会社	広島県呉市倉橋町747-5	-	CN111072
47	福山市	株式会社キング食品（手続中）	広島県福山市大門町五丁目9番1号	-	CN100818
48		クニヒロ 株式会社 福山工場	広島県福山市高西町南144番地	-	CN110206
49		備後通運(株) 福山支店 フレッシュサービス備通	広島県福山市駅家町法成寺1613-48	-	CN110814CS
50		株式会社キング食品	広島県福山市大門町五丁目9番1号	-	CN110908
51		(株) ビンショー	広島県福山市曙町二丁目18番16号	-	CN111385
52		備南ハイフーズ(株) 第二工場	広島県福山市曙町2丁目17-12	-	CN111386
53		備南ハイフーズ株式会社 曙工場	広島県福山市曙町4丁目21-26	-	CN111387
54	山口県	フジミツ株式会社本社工場	山口県長門市東深川2537-1	-	CN100039
55		フジミツ株式会社三隅事業所	山口県長門市三隅下2378番地31	-	CN100040
56		有限会社 仙崎海産	山口県長門市仙崎字大ノ田406番地	-	CN100190
57		株式会社カン喜	山口県周南市大字戸田字一王1431	-	CN100382
58		株式会社丸平商店	山口県山口市秋穂二島437-49	-	CN100515
59		株式会社Kyo Tomo	山口県熊毛郡田布施町大字波野1028番地5	-	CN100580
60		フジミツ株式会社 山九工場	山口県長門市東深川643番地1	-	CN100672
61		岡田水産 株式会社	山口県長門市油谷伊上1755-1	-	CN110369
62		菊本水産株式会社 ヤマキ	山口県熊毛郡平生町大字佐賀字下松本1055-1	-	CN111378
63	下関市	株式会社山口	山口県下関市大和町1丁目11-11	-	CN100057
64		九州航空株式会社 下関支店	山口県下関市彦島西山町5-5-15	-	CN100633
65		株式会社日本フーズ	山口県下関市豊浦町川棚11541-3	-	CN100755
66		下関倉庫 株式会社	山口県下関市岬之町18番12号	-	CN110040CS
67		株式会社 ニチレイ・ロジスティクス九州 下関埠頭物流セン	山口県下関市細江新町3番20号	-	CN110104CS
68		株式会社 松岡 下関第3物流センター	山口県下関市東大和町2丁目14番1号	-	CN110144CS
69		株式会社 松岡 下関第5物流センター	山口県下関市東大和町2丁目19番33号	-	CN110147CS
70		株式会社 松岡 下関第2物流センター	山口県下関市東大和町1丁目10番12号	-	CN110148CS
71		株式会社 松岡 下関第1物流センター	山口県下関市東大和町1丁目8番30号	-	CN110149CS
72		株式会社 マルハニチロ物流九州支社下関物流センター	山口県下関市東大和町二丁目17番33号	-	CN110314CS
73		前田海産 株式会社	山口県下関市彦島西山町四丁目13番33号	-	CN110419
74		前田海産 株式会社 第2 物流センター	山口県下関市彦島西山町五丁目1番1号	-	CN110420
75		林兼産業(株)	山口県下関市大和町2丁目6番1号	-	CN111238
76		林兼産業株式会社 第一工場	山口県下関市大和町二丁目5番1号	-	CN111309
77		(有) 海商 製品加工場	山口県下関市彦島西山町2-1-23	-	CN111394
78	徳島県	株式会社マリンアルジ	徳島県鳴門市撫養町大桑島字湊岩浜51-12	-	CN100006
79		株式会社マリン大王	徳島県鳴門市瀬戸町明神字式軒家33-2	-	CN100052
80		小松島漁業協同組合	徳島県小松島市南小松島町1番15号	-	CN100092
81	徳島市	株式会社池添蒲鉾店	徳島県徳島市幸町3丁目100番地	-	CN100670
82		徳島大水食品株式会社	徳島県徳島市北沖洲4丁目10番58号	-	CN100709
83		有限会社 東海産	徳島県徳島市南沖洲5丁目6-26	-	CN100748
84		徳島大水冷蔵 株式会社	徳島県徳島市東沖洲2丁目28番地	-	CN110874

85		宝食品株式会社	香川県小豆郡小豆島町苗羽甲2211-29	-	CN100229
86		株式会社 木村海産	香川県さぬき市津田町鶴羽778-33	-	CN100470
87		有限会社倉本水産第二工場	香川県仲多度郡多度津町東港町甲1066	-	CN100490
88	香川県	株式会社食心堂	香川県小豆郡小豆島町橋甲500番地2	-	CN100671
89		島乃香株式会社（手続中）	香川県小豆郡小豆島町馬木甲182番地	-	CN100774
90		香川県漁連 引田水産加工センター	香川県東かがわ市引田1番地10	-	CN110224
91		株式会社 開洋	香川県東かがわ市引田2767番地2	-	CN111113
92	高松市	AsakoSasaki Inc.株式会社（手続中）	香川県高松市郷東町756番地1	-	CN100833CS
93		マルトモ株式会社第二工場	愛媛県伊予市下吾川字馬塚992-3	-	CN100036
94		マルトモ株式会社 本社工場	愛媛県伊予市米湊1696番地	-	CN100067
95		宝製氷冷凍株式会社	愛媛県大洲市西大洲甲164番地	-	CN100084
96		辻水産株式会社	愛媛県宇和島市住吉町3-1-1	-	CN100131
97		キョコフーズ株式会社	愛媛県北宇和郡松野町延野々830	-	CN100178
98		長浜冷蔵株式会社	愛媛県伊予郡松前町大字北川原2048-1	-	CN100182
99		西南開発株式会社	愛媛県八幡浜市保内町宮内1番耕地300番地第1	-	CN100350
100		株式会社宇和島海道	愛媛県西予市明浜町渡江26番地6	-	CN100480
101		増永食品株式会社	愛媛県伊予郡松前町北川原2028-1	-	CN100496
102		さくら食品株式会社	愛媛県伊予郡松前町大字筒井1235番地	-	CN100509
103		サンヨー食品株式会社新居浜工場	愛媛県新居浜市阿島一丁目6-72	-	CN100541
104		辻水産株式会社 鮪加工場	愛媛県宇和島市住吉町2-11-18	-	CN100614
105		有限会社ハススイ加工場	愛媛県南宇和郡愛南町深浦240番地	-	CN100681
106		ニューパーク株式会社第一工場	愛媛県宇和島市三間町則911	-	CN100689
107		イヨスイ株式会社 ふたな	愛媛県宇和島市坂下津丙10-4	-	CN100690
108		株式会社マルウ水産	愛媛県西予市三瓶町朝立2-125-1	-	CN100697
109		扇屋食品株式会社 塩屋工場（手続中）	愛媛県伊予郡松前町大字北川原1945-1	-	CN100768
110		愛媛冷凍冷蔵 株式会社	愛媛県西予市宇和町瀬戸上柳395	-	CN110215CS
111	愛媛県	株式会社 オンスイ 愛媛工場	愛媛県宇和島市下波4419	-	CN110400
112		愛媛県漁業協同組合連合会宇和島水産物加工センター	愛媛県宇和島市築地町2-318	-	CN110627
113		株式会社 ジンノ	愛媛県伊予郡松前町北川原2043-2	-	CN110750
114		遊子漁業協同組合 マリンコープゆずフィレー加工工場	愛媛県宇和島市遊子2698番地	-	CN110877
115		秀長水産株式会社 シーフーズセンター	愛媛県宇和島市築地町2-318-240	-	CN110919
116		秀長水産株式会社	愛媛県宇和島市築地町2-6-24	-	CN110921
117		株式会社南予ビージョイ坂下津事業所	愛媛県宇和島市坂下津甲381-91	-	CN110951
118		森松水産冷凍株式会社	愛媛県今治市天保山町5丁目2-20	-	CN111071
119		イヨスイ株式会社 本社倉庫	愛媛県宇和島市住吉町3丁目1番8号	-	CN111114CS
120		株式会社オカベ	愛媛県伊予市下吾川1693-11	-	CN111133
121		株式会社セトウイン	愛媛県伊予市市場150番地	-	CN111138
122		仙味エクス株式会社	愛媛県大洲市平野町野田779番地2	-	CN111176
123		株式会社龍宮堂	愛媛県伊予郡松前町西高柳237-1	-	CN111283
124		(株) 島原本舗	愛媛県宇和島市祝森甲4668番地	-	CN111287
125		森海産物(有)	森海産物(有)	-	CN111291
126		イヨスイ株式会社	愛媛県宇和島市坂下津丙10-2	-	CN111341
127		ヤマキ株式会社 本社工場	愛媛県伊予市米湊1698-6	-	CN111354
128		ヤマキフーズ株式会社	愛媛県伊予郡松前町大間235	-	CN111365
129		株式会社 ヨンキュウ	愛媛県宇和島市住吉町3-1-6	-	CN111388

130		佐々木食品株式会社	愛媛県松山市西垣生町386-2	-	CN100368
131	松山市	株式会社 三幸松山（手続中）	愛媛県松山市馬木町955番地1	-	CN100797
132		サンホウ食品株式会社（手続中）	愛媛県松山市勝岡町270-1	-	CN100835
133		土佐清水食品株式会社	高知県土佐清水市三崎城の谷543番地	-	CN100004
134		宿毛さかな工房	高知県宿毛市大島字大田ノコ1135	-	CN100148
135	高知県	与力水産株式会社 田ノ浦工場	高知県宿毛市小筑紫町小浦90番地26	-	CN100174
136		株式会社みなみ丸	高知県須崎市大谷214-8	-	CN100511
137		株式会社高知道水	高知県宿毛市坂ノ下字石窓山1023番31号	-	CN100637
138		株式会社 土佐西南丸	高知県宿毛市新港964番地32	-	CN100738
139	高知市	(有)タカシン水産	高知県高知市五台山字北タナスカ5021番地	-	CN100676
140		株式会社 大熊 高知冷蔵（手続中）	高知県高知市弘化台16-38	-	CN100798CS

ブラジル向け輸出水産食品認定施設

令和8年3月末現在

	都道府県等	認定施設名	所在地	輸出品目	認定番号
1	鳥取県	株式会社オーク本社 第二工場	鳥取県 境港市 竹内団地208-3	冷凍アジ刺身	BR010115
2		山陰旋網漁業協同組合 第二冷蔵庫	鳥取県境港市昭和町9-3 6	冷凍魚 冷凍カニ 冷凍イカ	BR010156
3	岡山県	株式会社カネソ22	岡山県笠岡市茂平字西吉原1694-11	かつお削りぶし	BR010112
4		勇和水産 第3工場	岡山県笠岡市北木島町8740-28	冷凍殻付き牡蠣	BR010136
5	広島県	国広水産 株式会社	広島県尾道市東尾道15-13	冷凍二枚貝	BR010056
6	広島市	株式会社大崎水産	広島県広島市西区草津港1丁目9-39	冷凍調製魚	BR010083
7	呉市	有限会社中野水産	広島県呉市音戸町高須3-14-6	冷凍牡蠣、冷凍カキフライ	BR010142
8	福山市	クニヒロ 株式会社 福山工場	広島県福山市高西町南144番地	冷凍かき調製品	BR010055
9	愛媛県	マルトモ株式会社 本社工場	愛媛県伊予市米湊1696番地	かつお削りぶし	BR010085
10		イヨスイ株式会社 加工場 ふたな	愛媛県宇和島市坂下津丙10-2	冷凍魚	BR010086
11		ヤマキ株式会社 本社工場	愛媛県伊予市米湊1698-6	鯉節	BR010088
12		株式会社オンスイ 愛媛工場	愛媛県宇和島市下波4419	冷凍魚	BR010089
13		マルトモ株式会社 第二工場	愛媛県伊予市下吾川字馬塚992-3	かつお削りぶし	BR010110
14		株式会社 宇和島海道 明浜工場	愛媛県西予市明浜町渡江26番地6	冷凍調整魚	BR010128
15		森松水産冷凍株式会社	愛媛県今治市天保山町5-2-20	生鮮魚 冷凍魚	BR010133
16		株式会社南予ビージョイ坂下津事業所	愛媛県宇和島市坂下津甲381番地91	生鮮魚 冷凍魚	BR010134
17		辻水産株式会社 第二加工場	愛媛県宇和島市住吉町2-11-18	生鮮魚 冷凍魚	BR010137
18		株式会社宇和島プロジェクト 第二加工場	愛媛県宇和島市坂下津甲 94番地 13	冷凍魚	BR010150

シンガポール向け輸出食肉認定施設

令和8年3月末現在

	都道府県等	認定施設名	所在地	認定番号
1	徳島県	株式会社にし阿波ビーフ	徳島県三好郡東みよし町足代890番地3	TOKU-2

台湾向け輸出牛肉認定施設

令和8年3月末現在

	都道府県等	認定施設名	所在地	認定番号
1	徳島県	株式会社にし阿波ビーフ	徳島県三好郡東みよし町足代890番地3	TOKU-2

●輸出食肉製品認定施設（E U、シンガポール及び台湾向け）

令和8年3月末現在

	都道府県等	認定施設名	所在地	輸出品目	認定番号
1	下関市	下関ハム株式会社	山口県下関市長府扇町4番66号	加熱後包装食肉製品	CHU-01
2	香川県	味の素冷凍食品株式会社 四国工場	香川県さぬき市長尾西 1873 番地	豚肉製品	CHU-03

② 食品衛生法に基づく登録検査機関一覧

令和8年3月末現在

	都道府県	施設名	製品検査の区分	試験の別	事業所名	登録日	事業所所在地
1	鳥取県	(公財) 鳥取県保健事業団	法第26条第1項 法第26条第2項	理化学的検査 細菌学的検査	(公財) 鳥取県保健事業団	平成16年2月27日	鳥取県鳥取市立川町6丁目17番地
2	島根県	(公財) 島根県環境保健公社	法第26条第1項 法第26条第2項	理化学的検査 細菌学的検査	(公財) 島根県環境保健公社	平成16年10月18日	島根県松江市古志原1丁目4番6号
3		MERIEUX NUTRISCIENCES JAPAN株式会社	法第26条第1項 法第26条第2項	理化学的検査 細菌学的検査	MERIEUX NUTRISCIENCES JAPAN株式会社	平成18年7月5日	島根県出雲市斐川町上直江1932番地
4	岡山県	(公財) 岡山県健康づくり財団	法第26条第1項 法第26条第2項	理化学的検査 細菌学的検査	(公財) 岡山県健康づくり財団	平成16年2月27日	岡山県岡山市北区平田408-1
5	広島県	(一財) 広島県環境保健協会	法第26条第1項 法第26条第2項 法第26条第3項	理化学的検査 細菌学的検査 動物を用いる検査	(一財) 広島県環境保健協会 環境生活センター	平成16年2月27日	広島県広島市中区広瀬北町9番1号
			法第26条第2項	細菌学的検査	(一財) 広島県環境保健協会 東部支所		広島県福山市山手町5丁目32番26号
6		株式会社日本総合科学	法第26条第1項 法第26条第2項	理化学的検査 細菌学的検査	株式会社日本総合科学	平成17年4月1日	広島県福山市箕島町南丘399番地46
7	山口県	(公財) 山口県予防保健協会	法第26条第1項 法第26条第2項	理化学的検査 細菌学的検査	(公財) 山口県予防保健協会 食品環境検査センター	平成16年2月27日	山口県山口市小郡上郷5408番地1
8	徳島県	(一社) 徳島県薬剤師会	法第26条第1項 法第26条第2項	理化学的検査 細菌学的検査	(一社) 徳島県薬剤師会 検査センター	平成16年2月27日	徳島県徳島市中州町1丁目58番地1
9	香川県	(一社) 香川県薬剤師会	法第26条第1項 法第26条第2項 法第26条第3項	理化学的検査 細菌学的検査 動物を用いる検査	(一社) 香川県薬剤師会 検査センター	平成16年2月27日	香川県高松市亀岡町9番20号
10	愛媛県	(公財) 愛媛県総合保健協会	法第26条第1項 法第26条第2項	理化学的検査 細菌学的検査	(公財) 愛媛県総合保健協会 環境部	平成22年3月24日	愛媛県松山市味酒一丁目十番地五
11	高知県	(一社) 高知県食品衛生協会	法第26条第1項 法第26条第2項	理化学的検査 細菌学的検査	(一社) 高知県食品衛生協会 食品検査センター	平成16年2月27日	高知県高知市丸の内2丁目4番11号

◆保険年金課

① 令和7年度に認可・承認された確定給付企業年金規約一覧

	企業名	所在地	認可・承認年月日
1	三菱ふそう中国地区販売株式会社	広島県	令和7年5月9日
2	澄川工業株式会社	山口県	令和8年3月26日

② 令和7年度に承認された確定拠出年金企業型年金規約一覧

	企業名	所在地	承認年月日
1	株式会社ザグザグ	岡山県	令和7年6月18日
2	ベッセルグループ企業年金基金	岡山県	令和7年9月16日
3	ライト電業株式会社	岡山県	令和7年12月23日
4	ヒルタ工業株式会社	岡山県	令和8年2月4日
5	株式会社アスティ	広島県	令和8年2月17日
6	医療法人社団明和会医療福祉センター	鳥取県	令和8年2月18日
7	宇部マテリアルズ株式会社	山口県	令和8年2月25日
8	医療法人あかね会	広島県	令和8年2月27日
9	株式会社ベッセル	広島県	令和8年3月19日